

## 地方事務所長、保健福祉事務所長及び建設事務所長の意見（全文）

（別紙様式）

### 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 佐久地方事務所

#### I 三所の連携が必要な地域課題について

11月17日に佐久合同庁舎で開催された第4回行政機構審議会で説明済みです。

#### II 現在の所の組織上の課題について

同上

#### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

##### (1) A～C案について

- ・各所属の所掌事務や権限、本庁組織との関係が明確になっていないため、評価は困難です。
- ・第4回行政機構審議会において同趣旨の発言がありましたが、今何が問題で、それがA～C案でどのように変わるのかを具体的に示した上で議論すべきと考えます。
- ・三所に限って組み合わせが示されていますが、労政事務所・消費生活センター・農業改良普及センター等他の現地機関をどうするかという視点も必要ではないでしょうか。
- ・なお、A～C案ともに企画部門の強化を掲げていますが、そのためには相応の人員が必要と考えます。

## (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

第4回審議会でも一部お話ししましたが、三所の組み合わせや機能を変えるだけでは地域課題の解決に結びつかないケースがあります。

こうしたものへの対応も検討していく必要があると考えます。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

どういう目的で集約するかによるものと考えます。行政サービス供給側の効率性に着目すれば可能な限り集約することが望ましいでしょうが、その反面で利用者に大きな不便を強いることとなります。両者のバランスをみながら、できるものから集約してきたのが現在の姿ではないでしょうか。

従って、現時点で特に集約すべきものはないと考えます。

なお、業務の集約を考える上で、現地機関だけでなく、本庁に業務を集約するという視点も必要ではないでしょうか。

#### (2) 建設事務所について

### 2 課や係等について

#### ① 地方事務所内について（地域振興機能強化の視点）

- ・ 課、係の適正規模を考える視点は必要と考えます。

#### ② 3所の枠について（関連業務統合の視点）

- ・ 地方事務所建築課を建設事務所へ移管することについて

建築課の業務は、環境課、農政課及び商工観光課などと密接に関連があり、現状のままでもよいと考えます。

- ・ 保健福祉事務所福祉課を地方事務所へ移管することについて

高齢化が更に進む中で、医療と介護の連携が求められており、当面見直しの必要はないと考えます。

## V その他

災害対応や福祉行政など、県だけではなく市町村や関係団体との連携により実施されているものも多く、頻繁な組織変更は好ましくないと考えます。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名：上小地方事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- ・【拡大版】上小地域戦略会議で合意した地方創生における上小地域の広域的課題のうち、「次世代自立支援産業の創出」「広域的な移住施策の推進」は地方事務所の枠を超えた連携が必要である。
- ・また、まちづくりや観光振興を見据えた道路整備、大規模太陽光発電事業の開発案件への対応等についても地方事務所の枠を超えた連携が必要である。

### II 現在の所の組織上の課題について

- ・県の部局を通じた縦割りで連絡系統は通常特段の支障はないが、部局横断的な課題が発生した際の速やかな対応には課題がある。
- ・予算が十分ではなく、マンパワーの不足等もあり、地方事務所が地域の総合的機能を十分果たしているとはいえない。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

##### ○A案について

(メリット)

- ・現在の3所の組織体制が変わらないので、移行に当たり混乱が少ない。

(デメリット)

- ・企画調整機能が十分発揮されるか懸念がある。なお、企画調整機能を高めるためには、保健福祉事務所、建設事務所の担当者の兼務では体制としては弱く、兼務と本務を逆にするくらいが必要ではないか。

##### ○C案について

(メリット)

- ・地域振興局長という広い視野で物事を見ることができる。組織としての一体感があり、庶務等共通事務の集約化が見込まれる。

(デメリット)

- ・組織が大きくなりすぎることによって屋上屋となり、地域課題に対して迅速かつ部局横断的に対応できるか、また、局長の負担が大きすぎてガバナンスが働かないのではないかと懸念がある。

(A案～C案)

- ・いずれの場合であっても、横の連携（所間の連携又は局内の連携）がスムーズに行われるためには、現地の職員はもとより本庁においても日頃から横の連携を意識して仕事を行う癖を身に付ける必要がある。

## (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

・A案、B案、C案のいずれであっても、地域課題を的確に把握し、組織内で横の連携をとって課題解決につなげる人材を企画調整部門に配置することが重要である。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

・地域の特性により取扱件数が少ない業務（飼料製造施設への立入検査や農業制度資金の承認等）については、件数の多い地方事務所に業務を集約することを検討してはどうか。

・地方事務所における地域の観光振興と広域連合が行う広域観光について整理していく必要があるのではないかと。

#### (2) 建設事務所について

### 2 課や係等について

・地方事務所内の統合として、複数の案が示されているが、必然性が分からない。

・地方事務所環境課の保健福祉事務所へ移管については、環境課の所管は多岐にわたっており、保健福祉事務所へ移管する優位性は感じられない。

・地方事務所建築課の現在の位置づけについては、対外的に見て、建設部の現地機関が分かれている不自然さはある。

## V その他

・組織再編と併せて、主体的に地域課題解決のための取組を行うということを、地方事務所の職員自身が自覚する意識改革も必要である。

・いずれにしても、県の現地機関の役割は、市町村支援並びに県民への最高品質の行政サービスの提供であるので、その点を踏まえての組織改正になるべきと考える。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 諏訪地方事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- ① 諏訪湖の環境改善〔環境課、農政課、林務課、建設、松本保福（検査課）、水産試（諏訪）〕
- ② 観光振興〔商工観光課、建設〕
- ③ 大規模災害等への対応

### II 現在の所の組織上の課題について

- ① 諏訪湖の環境改善
  - ・ 関係する所・課、並びに関係団体が多く、専門性もそれぞれに異なるため、各種事業の実施に係る調整に時間を要する。
  - ・ 最終責任者が不明確。また、諏訪湖対策、水産振興に関して専門知識を持った職員がない。
- ② 観光振興
  - ・ 観光PRの実施、観光道路などのハード整備、障がい者等への観光サービスの提供について、地域振興の観点からこれまで以上に連携していく必要がある。
- ③ 大規模災害等への対応
  - ・ 危機管理は地域政策課（県民生活係）が危機管理を担当しているが、他の業務と兼務の中、現在の人員（定数2）では十分な対応が困難。
  - ・ 災害時等の応急対応に係る権限も予算もない。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

##### 【A案】

- ・ 3所の連携はある程度可能だが、地域全体を総合的にコーディネートする機能が弱い。

##### 【B案】

- ・ 建設事務所、保健福祉事務所の専門性を担保しながら、地域全体を総合的にコーディネートすることが可能になる。

##### 【C案】

- ・ 地域全体を総合的にコーディネートすることが可能になるが、組織が大きくなりすぎ、効率的・迅速な事務処理に支障を来たすおそれがある。

##### 【B、C案共通】

- ・ 企画振興部門の体制強化は必要だが、企画振興部門への専門職員の配置については、プロジェクトの内容により兼務等とする方が機動力を発揮できる。
- ・ 予算要求権を持つことにより円滑かつ迅速な事業実施が可能となるが、予算要求の仕組みを簡素化すべき（一定の予算枠の配分等）。

##### (その他)

- ・ 現地機関の権限を強化するためには、相応の人員増と予算の裏付けが必要。

#### (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

##### ① 諏訪湖の環境改善

- ・ 総合的な窓口の設置と専門知識を持った職員の配置

##### ② 観光振興

- ・ 地域振興の観点から総合的に事業をコーディネートできる機能（地域振興部門）の強化
- ・ 登山安全条例関連業務を含め観光関係の業務が増加している中、地域における商工観光業務の位置づけを明確にし、適切な人員配置と予算配分が必要。

##### ③ 大規模災害等への対応

- ・ 地方事務所の危機管理機能（県民生活係）の強化
- ・ 災害時等の緊急対応について、ハード整備を担当する課において、技術的経験や知識により判断し即時対応することのできる権限と予算が必要。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

○小・中規模地方事務所の課税業務を4所（佐久、上伊那、松本、長野）に集約し、徴収収納部門だけを10所に残すことも考えられる。

（※不動産取得税に関しては検討すべき課題がある。）

○定型事務については統合・集約化がのぞましいが、現地確認等を伴うものは、交通網の状況とセットで考える必要がある。

#### (2) 建設事務所について

○諏訪地域においては3所の管轄エリアが同一であり、特に問題はない。

### 2 課や係等について

○地域政策課県民生活係の定数は2であり、危機管理事象が発生した場合十分な対応ができない。また、係の他の業務にも支障を来すため、体制の強化が必要。

○地域の重要課題に対応するコーディネーター役の職員を設置すべき。

○農政課と農地整備課は、基本的に業務内容・専門性が異なるため、統合には無理がある。

○長野県が林業県を目指す中、林務行政の統括的な枠組みを残すべき。

○地方事務所に建築課があることで特に支障はないが、本庁の組織に合わせた方が自然。

## V その他

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名：上伊那地方事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- 1 三所連携が必要な地域課題
  - ① 危機管理業務（災害対応、新型インフル、鳥インフル等）
  - ② 地方創生をはじめとした総合的な地域振興
  - ③ リニア中央新幹線開通に伴う地域振興
  - ④ 三所の中長期的な計画（観光、農業振興、景観・環境、道路整備など）の策定
- 2 1に対する現行の対応体制
  - ① 災害対策本部地方部等の各対策本部で対応
  - ② 地域戦略会議、地事長の施策提案、地事長総合調整推進費等で対応
  - ③ リニア地域振興推進本部現地推進本部（下伊那、木曾地域を含めた組織）  
伊那谷自治体会議（関係市町村等との組織）  
\*上伊那地域のみでの現地機関による連携組織なし
  - ④ 三所の調整を図る連携組織なし

### II 現在の所の組織上の課題について

- 1 企画振興係（地域政策課）
  - ・現在の企画振興係では、元気づくり支援金、地方創生、所長調整費、施策提案等の業務が大幅に増加しており、市町村の行財政への助言等の業務に手が回らない状況である。
- 2 県民生活係（地域政策課）
  - ・少人数で、複数部局の多岐にわたる業務を担当しており出張・休暇取得等の調整が困難な状況に加え、危機管理業務を担当しており、警報発令時や災害発生時の対応が困難である。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

- A案：現行と変わらないので、課題に十分に対応ができない。
- B案：企画部門の拡充・強化が図られ、課題にある程度対応できる。しかし、技術職職員については、各地の課題に応じ、必要な場合に配置するなどの柔軟な対応がよい。  
(地域振興局企画部門が、他所及び他現地機関に対して指導・助言できる範囲の整理が必要)



C案：B案に比べ、組織改編のメリットが見えにくい。組織が肥大化し、課題に対応した迅速な情報共有・意思決定に遅れが生じる。

また、保健所長、建設事務所長の専門性・法的権限の確保及び本庁部局との縦関係が不明確である。

\*広域をまたがる地域課題（例：中央アルプス国定公園化、リニア中央新幹線）については、関係広域による柔軟な連携体制と権限付与が必要。

## **(2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）**

- 1 地域の実情に応じて柔軟に執行できる予算
  - ・予算要求権、執行権を持たせるには相応の人員配置が必要
  - ・部局予算との棲み分けや予算執行権限のルール化が必要
- 2 地域課題に対応するための柔軟な人事権
  - ・災害やその時々課題に対応するため、課間、係間における異動や兼務発令できる所長権限が必要。（B案の場合は他所との兼務発令も行う。）
- 3 企画部門の強化
  - ・地域課題に迅速・的確に対応するための企画部門が必要
- 4 地域課題解決に向けた機能強化
  - ・所長、副所長、次長等による調整会議を設置し、横の連携強化が必要。

## **IV 三所の組織体制に関連した検討事項**

### **1 業務の集約や管轄区域について**

#### **(1) 業務の集約について**

- 1 所長（地域振興局長）の職務範囲の拡大に伴い、税務部門については切り離し、県税事務所等の設置による専門性、広域的統廃合を検討すべきではないか。
- 2 高度な知識が必要で年間取扱件数が少ない業務については、本庁等に集約して専門性の確保が図れるものもあるのではないか。
- 4 工事部門の入札業務（3公共等）については、集約する部分の検討があってもよいのではないか。

#### **(2) 建設事務所について**

・細やかな対応のために3つの付置機関が機能している部分があるにしても、全般的にみると効率の悪さが見受けられ、統合することが妥当と思われる。

## 2 課や係等について

- 1 企画振興係と商工観光課では観光誘致、移住等を考慮すると連携が必要な面はあるが、商工観光課の主な業務である商工業振興等を考えると統合は現実的でない。
- 2 福祉課については、健康福祉部の創設に伴い保健福祉事務所に移管されており、福祉は医療等の分野とも関連することから現状でよいと思われる。  
なお、地事で担当している青少年対策については、保護司会など福祉関係団体と密接な関連があることから、福祉課へ移管するのがよいのではないか。
- 3 農政課と農地整備課の統合、農政課と林務課の統合等については、業務の専門性が異なるので、統合のメリットが発揮されないのではないか。
- 4 建築課業務については、建設事務所業務との関連性が薄い。環境、景観、移住定住など行政事務の連携の観点から、現行のほうが有効と思われる。

## V その他

- 1 地域課題への対応にあたっては、できるだけ単純な組織形態の方が、小回りが利いて、各課題に応じた迅速な対応できると思われる。
- 2 所属横断的な地域課題が多い中で、中堅以上の職員の自由な情報交換の機会がないなど、スピーディーな課題解決に向けた組織内の横断的体制がないため、所属相互の協力関係のみに依存する形となっている。きめ細かな地域課題に取り組むには、担当職員の横断的な発想について気軽に意見交換ができる機会を設ける体制が必要と思われる。
- 3 これまでの行政改革に伴う人員整理の中で、検査体制のスキーム作り等の検討が十分生かされていないのではないか。(本年の定期監査指摘事項の森林組合検査、農業補助金)
- 4 大規模災害等に所属を越えて対応できる経験者リストの作成など、日頃から危機管理に柔軟に対応できる体制の検討が有効ではないか。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 下伊那地方事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- ・リニア中央新幹線建設への対応（地方事務所と建設事務所）  
本庁では企画振興部及び建設部、現地では地方事務所及び建設事務所が関係しており、連絡調整経路が複雑である。

### II 現在の所の組織上の課題について

- ・当管内は、より支援の必要な小規模町村が多く、10 広域最多の 14 の市町村を抱えている。一方、人員体制については、他所と比較して、必ずしも、事務量に応じた配置となっていない。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

- ・具体的な事務処理ごとにA～C案のメリット・デメリットを検討し、積み上げていく必要がある。そうしなければ、資料を見る人により、前提・視点が異なってしまう。
- ・県民サービスの視点と仕事の効率化の視点の両面から検討が必要
- ・全ての事務処理について、本庁と現地機関との役割や、集約の可能性について検討を行い、ITを活用し仕事のやり方を変え、人員を生み出す作業を最初に行わないと、具体的な組織の検討に進んでいくことができない。

#### (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

- ・全ての事務処理について、地事課長に照会し、業務の集約可能性について、組織として、具体的な検討を行う必要がある。
- ・集約により生み出される人員があつて初めて、具体的な組織の姿の検討ができる。

#### (2) 建設事務所について

### 2 課や係等について

## V その他

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 木曾地方事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- 人口減少、高齢化、地方創生など、当地域を含めた全県的な政策課題については、医療、福祉、インフラ、移住促進、産業振興などテーマに応じて関係課所の連携が必要となる。  
特に御嶽山噴火災害による地域経済の落ち込みが著しい当地域では、迅速・的確に対策を講じていく必要がある。
- 南木曾町土石流災害、御嶽山噴火災害に関しては、三所が連携して対策を行ってきたが、今後も関係課所が連携を図りながら災害復旧、安全対策を進めていくことが必要である。
- 近い将来にはリニア新幹線（長野県駅・岐阜県駅）の活用に向けた連携強化の必要性も想定される。特に木曾地域は他地域と異なり他県駅の活用が懸案事項となる。

### II 現在の所の組織上の課題について

- 木曾地域は、他の地域に比べて町村及び広域連合の企画力が弱いことから、現地機関が担う小規模町村の支援が都市部よりも必要である。
- 他方、当所の町村への支援機能が充実しているとはいえ、むしろ、他所より人員体制が弱い。
- 地方事務所の設置に関する条例上、地方事務所は「地域における県行政の総合的な調整を図る」ものとされているが、実際には総合調整を行うための権限、財源が付与されていない。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

(A案)

- 現在の三所体制を変えないため、組織等に混乱は生じないが、保健福祉事務所・建設事務所の企画部門が弱く、担当者を地方事務所企画振興係に兼務させるだけでは、意志疎通が十分図れない等のおそれがある。  
特に、保健福祉事務所はかつての二所が一つになった一方で、全体を統括する企画部門が配置されていない。三所の人員配置の強化と指揮命令系統の明確化を行わなければ機能強化にはつながらないと考える。

(B案)

- 三所の企画調整部門を強化し、かつ地域振興局に三所の企画統括機能を付与すれば、三所の連携はこれまでよりスムーズになるものと考えている。

ただし、地域課題の解決には、他の二所の業務運営に対する地域振興局長の一定の権限、財源を担保することが必須である（縦ラインの業務との関係が煩雑になる懸念はある）。

- ・ 企画振興部門の強化を行うとした場合、地域振興局長の下に、統括的な役割として、市町村長と意見の調整が可能な職員を配置することが必要である。
- ・ 予算及び定数の要求権の内容如何では、企画振興部門の体制強化のみでは要求権の効果的な運用及び事業の円滑な実施に不安が残るため、事業推進体制も充実が必要である。

ただし、企画部門が事業実施の一部を担うことになれば、県民にとって業務に関する窓口が分かりづらくなる懸念がある。

- ・ 他所の専門的業務の人員が減るのであれば、逆に支障が出てくるのではないか。保健福祉事務所の企画担当者に保健師を想定しているが、保健業務以外の幅広い分野の統括・調整が必要な部署であるため、技術職に限定する必要はない。

#### (C案)

- ・ 組織改正により、今後地域振興局が地域課題に対して自己完結型の組織を目指すとする、市町村との役割分担について、あらためて県のスタンスを明確にし、全県的な県と市町村との協議の場などであらかじめ意識の共有を図ることが重要である。

課題解決に対して、仮に市町村が現地機関の増強による県の関与を期待するということであれば、県は町村に対して単なる「助言」などではなく、踏み込んだ関与を行う案件も想定される。単に人材不足・財源不足に対する穴埋め役の認識では、企画調整機能は発揮できない。

- ・ 三所の集約により、地域課題への対応がスムーズに行われるためには、本庁と現地機関との連携がうまくいくよう、本庁における推進体制の整備、本庁と地域振興局等の権限・予算・人員の再分配を同時に行うことが必要である。
- ・ 地域振興局長の業務が多過ぎ、的確な判断や迅速な判断が出来にくくなるのではないかとということが危惧される。地域振興局内の各部長への適切な専決権の付与の検討が必要である。

## (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

- ・ 地域の共通課題への対応力の強化は、反面小規模町村側から見れば「企画したのは県なのだから、事業も県が行うのは当然」（予算・人員含む。）ということになりかねないが、それは県と市町村の理想的な協働の姿にはつながらないのではないか。

また、地域課題によっては、広域連合、商工連、観光連盟などの他の広域組織との役割分担も整理しておかないと効率的な事業推進は望めない。

- ・ 現地機関において地域課題解決のための独自事業が増えていく一方で、本庁の各部局がこれまで通りの事業を行っていくとすれば、人員不足に陥るのは必至である。
- ・ 独自の予算要求権に関しては、要求内容について本庁各部局との役割分担（すみわけ）をどう考えるかをあらかじめ明確にしておかないと、調整に相当の労力を要すると判断される。

また、予算査定の方法や県議会審議への対応など、既存の諸手続きの中にどう位置付けていくかも整理が必要である。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

- ・ 合同庁舎から各町村までの距離、管轄区域面積、広域観光の基本エリアなどを踏まえ、現行の組織体制が必要である。
- ・ 業務の広域集約化に関しては、集落が分散しており、時間距離が長い木曾地域は基本的に住民サービス低下につながる可能性が高く、現行の組織体制が必要である。

#### (2) 建設事務所について

- ・ 木曾地域については、現行の組織体制が必要である。

### 2 課や係等について

- ・ 地方事務所内で課の統合の必要性は感じない。
- ・ 商工観光建築課の建築系の業務は、本庁では建設事務所と同様に建設部であり、現地では地方事務所と建設事務所とに分かれているため、庶務、予算、人事などの本庁と連携して行う業務や、部の会議、県議会の委員会などの対応において、非効率な面があるので、建築係を建設事務所に移管することが望ましい。

## V その他

- ・ 現行組織の問題点を具体的な事例に即して分析しないと、組織見直しの議論が深まらないと考えている。
- ・ 過去の現地機関見直しの検証（効率化のため県庁直轄の実施体制に移行した業務（市町村の行財政指導等）、木曾農林振興事務所の事例）も必要ではないか。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 松本地方事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- 大規模地震災害、焼岳・乗鞍岳の火山噴火災害等の防災対策、新型インフルエンザや高病原性鳥インフルエンザ等の危機管理事象への対応
- 地方創生に係る地域で県・市町村が特に連携して取り組む広域的施策の推進
  - ①安心して出産・子育てのできる産科医療体制の確保
  - ②地域資源を活かした広域観光の推進

### II 現在の所の組織上の課題について

- 当所では、以下のように、現地機関の連携による地域課題の解決に取り組んでいる。
  - ・行政連絡協議会や地域戦略会議に加え、副所長・次長会議、しあわせ信州創造プランや松本地域の推進のためのワーキンググループ等による各種施策の推進に向けた情報共有、意見交換の実施。
  - ・市村に対する農林業等の専門的な分野における支援・助言や地域の魅力の情報発信に市村と連携して取り組むための支援チームの立ち上げ。
  - ・危機管理事象へ対応するため、焼岳・乗鞍岳の火山防災協議会の設立・運営、保健福祉事務所、家畜保健衛生所、建設業協会等と連携して実施した高病原性鳥インフルエンザ防疫演習（本年度初めて鳥の埋却演習を実施）などに取り組んでいる。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

- A～C案に示されているように、企画振興部門の強化を図るということであれば、現行以上の人員確保が必要となると考える。
- 三所のみではなく、他の現地機関との連携についても考慮が必要と考える。

#### (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

- 現地機関が、地域課題の解決のため、随時、迅速かつ柔軟に対応できる予算の確保が必要であると考える。



## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

○市町村は、地域の広域的な課題に対応するため広域連合を組織して取り組んでいる。こうした実情と、県民の利便性の観点からも、地方事務所の業務は10広域単位を基本とすることが望ましい。なお、その上でさらに他地域との連携が必要なものについては、個々に調整を図りながら取り組むべきと考える。

#### (2) 建設事務所について

### 2 課や係等について

○地方創生等の新たな施策や増加する自然災害の発生など、多様な課題へ対応する分かりやすい組織とするならば、次のような見直しが考えられる。

- ・ 現行の地域政策課を①総務・危機管理課（仮称）、②企画振興課（仮称）に分割する。
- ・ 行政連絡協議会の対象範囲を管内全現地機関に拡充し、その下部組織として上記②企画振興課長（仮称）をリーダーとする実動部隊（ワーキングチーム）を組織し、喫緊の地域課題の解決に当たるなど、さらなる連携強化を図る。

## V その他

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 北安曇地方事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- 1 大北地域ビジョンや総合計画の推進  
大北地域の特性や課題を整理した上で、めざす姿を県及び市町村が共有して推進する必要があることから、三所の連携は欠かせない。
- 2 市町村広域連携の支援  
国の定住自立圏や連携中枢拠点都市圏の制度に該当しない大北地域において、市町村が独自に行なう新たな広域連携に三所も積極的に参加し、人口減少等の課題に連携して対応する必要がある。
- 3 災害時の初動対応  
大北地域は糸魚川－静岡構造線に位置し、これまで度々地震や土砂災害などの災害に見舞われてきた。災害時に三所の情報を共有し、迅速・的確な対応をすることが特に重要となっている。

### II 現在の所の組織上の課題について

I に掲げた各課題については、地域戦略会議や災害対策本部地方部などが機能しているが、いずれも企画や調整などの中心的役割が求められる地方事務所地域政策課（企画振興係、県民生活係）の体制が脆弱であり、その強化が必要である。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

- A案について  
企画振興係の体制強化については好ましいが、保健福祉事務所及び建設事務所の企画担当者に兼務かける点については、実質的な効果は弱いと思われる。
- B案について  
三所横断的な課題について、現在よりも連携強化が図れる体制となるが、地域振興局に与える権限・財源を明確にしないと単なる名称変更にとどまる恐れがある。
- C案について  
組織全体が大きくなることで、意思決定までに時間がかかる恐れがある。さらに、同一広域圏に複数存在する建設事務所の統合などの課題があるのではないかと。

#### (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

- 元気づくり支援金の地域配分額については、地方創生の観点からも、小規模市町村を抱える地域をより支援する考えに立った配分が必要。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

特になし

#### (2) 建設事務所について

特になし

### 2 課や係等について

- 例示にある「地域の重要課題に対応する特命担当」は地域の実情に応じて配置（増員）されると一定の効果はあると思われる。
- 例示の中には、現在の組織を以前の姿に戻すようなものもあるが、これまでの組織改正の効果等の検証の上に立つものか、また、行政機構審議会の資料にすることだが、そもそも課・係について審議会に諮るものなのかお聞きしたい。

## V その他

- 今回の組織改正の旗印が弱いように思われる。（組織の何が問題で、どんな姿をめざしているのかがはっきりとしない。）そもそも組織を見直すよりも職員の意識改革の方が大事なのではないか。
- 課題解決型の組織再編と言っても現地機関で主体的にできることは、元気づくり支援金レベルのことに留まる。より大きなレベルの課題解決は、現地機関と本庁の連携・協力がなくては実施できない。
- 本庁と現地機関の現状認識の共有、問題意識の共有があつて、その上で課題解決に向けて本庁・現地機関が一体となって取り組むことが大事と考える。（現地機関が目・耳であつても大脳で認識されなければ結局見えないし、聞こえない。）
  - （良い例）神城断層地震を受けての公営住宅整備の補助金の嵩上げ  
…知事と地方事務所長の面談を踏まえて、現地の問題意識を本庁（公営住宅室）も共有し、現地・本庁が一体となって対応し、よい結論が得られた。
  - （悪い例）大北森林組合の問題における、いわゆる“大北ルール”  
…野生鳥獣対策という課題を全県的な仕組みで対応せず、一機関の運用で対応した。
- なお、当所では、保健福祉事務所、建設事務所と三所連絡会議を毎月開催し、課題の共有と対応について意見交換を行っており、日常レベルでの連携が図られている。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名：長野地方事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- ・大規模災害や新型インフルエンザなどに迅速にするための地域防災力強化に向けた体制づくり（長野地域は、三所の機関がすべて集約されているわけではないため、他地域と比較すると対応しづらい場合もある。）
  - ・観光・産業の振興、医療・福祉の充実などによる魅力ある地域づくり
- ※通常業務において、常に三所が連携して取組む業務は想定しにくい。

### II 現在の所の組織上の課題について

特に大きな課題はないと思われる。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

##### 【A案】

- ・現行組織に近いので、わかりやすく、混乱が少ないと思われる。
- ・地域課題解決に向けて、地方事務所の企画振興係の体制を強化する（増員）ことは、必要である。ただ、企画振興係に兼務となる建設事務所や保健福祉事務所の職員の業務が煩雑となる可能性があるため、役割分担など十分に検討する必要がある。（B案の企画部門に配置する保健師や土木職も同様）

##### 【B案】

- ・地方振興局に権限が集中するため、緊急時の指示・命令の判断レベルと系統を整理しておく必要がある。（C案も同様）

##### 【C案】

- ・地域の様々な課題に対し、地域内の所属を集約した組織（地域振興局）が責任を持って方向性を決断することにより、機動的に課題に対応することができる。

反面、地域振興局に権限が集中し、様々な課題を把握し、判断しなければならないため、意志決定に時間が要することのないよう対応が必要である。

- ・地域振興局の予算と定数の要求権を行使する場合の、受け手となる県庁の部局やその関わり方を整理する必要がある。

#### (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

- ・地域の実情に応じた施策を現地機関で行うには、予算や定数の要求権が必要と思われるが、地域毎の課題に応じた適正な予算配分や人的配分が可能か。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

- ・現場での対応が多い所属は広域化することで、現場までの時間がかかり、業務に支障をきたす。
- ・税務課は、単独事務所として広域的に集約することも検討可能ではないか。

#### (2) 建設事務所について

- ・建設事務所の体制については、関係市町村などの意見を踏まえて十分検討する必要がある。

### 2 課や係等について

- ・関連業務の整理・統合の検討は必要と思われるが、例示の中には、過去に行ない、元に戻しているケースもあるので、検討するにあたっては、過去の事例を十分検証する必要がある。
- ・環境、林務、農政、農地整備はそれぞれ専門性が高く、異なるため、統合にあたってはその視点から十分検討する必要がある。
- ・現地機関の組織を本庁部局の枠を超えて統合した場合に業務に支障が生じないように検討する必要がある。(本庁組織の見直しの検討も必要となる。)

## V その他

- ・現行の組織体制でも大きな支障がないといった意見もあり、横断的な課題も必要に応じて情報提供・情報交換を行い、対応しているのが現状である。
- ・通常業務においては、常に三所が連携して取組む業務は多くは想定されず、連携が必要な事案が生じた場合は、その都度、関係機関が連携し対応すれば足りるのではないか。その中で、緊急時において適切かつ迅速に対応する体制が取れるよう常に意識して業務に取り組むことが重要であると思われる。
- ・組織の見直しを検討するには、現行の組織体制に起因して発生している課題や問題点を洗い出す必要があると思われる。
- ・長野地域においては、保健所の共同設置について検討が進められており、今回の組織の見直しとの関係で摺り合せが必要となると思われる。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 北信地方事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- 新幹線飯山駅を中心とした広域観光による観光振興
  - ・ 飯山駅二次交通網整備
  - ・ サイクリングロードの整備
  - ・ 観光地の下水道整備や除雪等
  - ・ 奥志賀高原スーパー林道のGW前除雪による開通
- 定住、IUターン、二地域居住棟の促進
  - ・ 医療・介護の充実
  - ・ 公共インフラの整備

### II 現在の所の組織上の課題について

- 三所が一つの合同庁舎内になく、更に建設事務所は3か所に分散されている。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

- A案：企画部門の強化が必須である。(企画振興系の課格上げ等)
- B案：「〇〇地域振興局」の名称は、地方事務所の役割として、地域振興、地方創生をしっかりやっていくというメッセージになるが、今までとの違いが分かりづらい面もある。  
(A案と同様、企画部門の強化(企画振興系の課格上げ等)が必須である。)
- C案：保健福祉部、建設部は、現在の所のレベルに対し、他は地方事務所の課レベルであるとすると、大小バランスが悪い組織となる。  
部の大きさを合わせると、本庁の部局との関係性がわかりづらくなると思料される。

(2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

- 現地機関で横断的に集約した地域課題に対し、ワンストップ的に受け止め、部局横断して調整する、本庁の機能。

#### IV 三所の組織体制に関連した検討事項

##### 1 業務の集約や管轄区域について

###### (1) 業務の集約について

- 税務事務は専門的あり、それらを熟知した職員の配置を考慮すると、地方事務所と別の組織にして集約化することも一案と考えるが、納税・申請書受理・証明書交付等の窓口的な業務は、住民の利便性のため現行の10地域にあることが望ましい。

###### (2) 建設事務所について

##### 2 課や係等について

- 県民にとってわかりやすいように、本庁と連携した組織、名称であることが望ましい。

#### V その他

- 通常業務においては、どの地域でも同じ事務所に同じ名前の課があり、同じ業務を行っているほうが、県民にとってわかりやすい。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名：佐久保健福祉事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

新型インフルエンザ等感染症への対応、信州 ACE プロジェクトの展開、救急医療調整、食育、地域・職域保健連携、毒劇物対策、高齢者社会参加推進、障がい者支援、災害対応、地産地消推進、環境衛生関連健康被害対応、鳥インフルエンザ防疫作業従事者健康確認等

### II 現在の所の組織上の課題について

- ・保健福祉事務所が直面している地域の課題は、医療や介護等に関する大きな制度改正や環境変化の中、地域で医療や介護の体制をどう維持向上させるかであるが、現在の人員体制ではこうした業務の推進は困難であり、その改善は、組織改正よりも喫緊の課題である。
- ・小県郡の生活保護業務及び生活困窮者自立支援業務を当所が所管しており、遠方で迅速な対応が困難であるとともに、他の福祉業務は上田保健福祉事務所が担当しており、一体的な対応ができない状況となっている。
- ・保健所、保健福祉事務所、福祉事務所の使い分けに混乱を生じることが未だにあるが、以前に比べればようやく県民や関係者に理解されるようになってきた。このような状況の中、また組織改正を行うと、県民や関係者にさらに大きな混乱を生じさせるおそれがある。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

##### ○A案について

- ・専門的・技術的な業務を迅速かつ適切に遂行することが期待されている保健福祉事務所の独立性が担保され、責任の所在が明確な指揮命令系統と組織体制となっており、受入可能な案である。
- ・なお、保健福祉事務所の企画担当を地方事務所と兼務させる場合、人員を純増するのであればよいが、現状の人員を兼務させるのであれば、過大な業務量となり、実が伴わないことになる。また、具体的な業務を割り当てないと、役割が不明確となり、かえって中途半端な存在になってしまうおそれがあるので、これらがクリアされない場合には導入すべきでないを考える。

##### ○B案について

- ・「保健福祉事務所の定例的な業務は、現行どおり各所長の権限で処理」とあるが、どの業務が定例的か線を引くのは困難である。保健福祉事務所の場合、地域で起きている新たな課題に取り組むことが多く、その場合には保健福祉事務所長の権限で処理できなくなるおそれがある。
- ・そして、地域振興局長が「管内の現地機関への資料要求、助言、勧告の権限」を付与されるとあるが、これでは専門的・技術的な業務を迅速かつ適切に遂行することが期待されている保健福祉事務所の独立性が担保されず、責任の所在が不明確な指揮命令系統と組織体



制となっており、受入不可能な案である。

- ・企画部門に配置される保健師がどのような業務を行うのか想定できず、また、現在の保健福祉事務所の人員を移すのであれば、それは容認できない。

#### ○C案について

- ・専門的・技術的な業務を迅速かつ適切に遂行することが期待されている保健福祉事務所の独立性が担保されず、責任の所在が不明確な指揮命令系統と組織体制となっており、受入不可能な案である。
- ・企画部門に配置される保健師がどのような業務を行うのか想定できず、また、現在の保健福祉事務所の人員を移すのであれば、それは容認できない。

### (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

- ・現在の組織で何が問題なのか、3所が主体となって解決に取り組むとする「地域の課題」とは何かをきちんと明確にするべき。
- ・現地機関の権限強化や横断的な視点を持った対応できる体制整備には、現地機関に人材・人手が必要。また、現地機関の統合よりも本庁からの権限、予算、人員の移譲の方がより本質的で効果が大きい。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

- ・現在、小県郡の生活保護業務及び生活困窮者自立支援業務は佐久福祉事務所が所管しているが、地域住民の利便性や行政の効率性などの面から、地域の福祉行政全般を担っている小県福祉事務所が所管すべきと考える。

#### (2) 建設事務所について

なし

### 2 課や係等について

- ・福祉課が所管している介護制度、高齢者、障がい者、児童家庭等に関する業務は、いずれも保健所が所管している医療、健康等に関する業務と密接な関係を有しており、7年近い経過の中で保健福祉事務所がこれらの業務を一体的に行うようになってきた。したがって、福祉課を関連業務がほとんどない地方事務所に戻すことは適当ではない。
- ・環境課は、地域保健法において保健所が行うとされている業務を所管する一方、自然環境、地球環境等に関する業務も担当していることから、仮に、保健所に移管した場合には後者の取扱いに支障をきたすことも十分に考えられる。環境課が地方事務所に移管されてすでに10年以上が経過し、県民や関係者にも定着していることを考えると、現状の維持が適当ではないか。

## V その他

なし

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 上田保健福祉事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- ・ 鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等の感染症の国内発生時における健康危機管理対策に当たっては、三所を含む現地機関の連携が必要である。
- ・ 上小地域戦略会議で合意した「広域的な移住施策の推進」のうち、高齢者及びひとり親世帯に係る部分については、保健福祉事務所の関与が考えられる。

### II 現在の所の組織上の課題について

- ・ 保健福祉事務所（保健所）には、現地機関として必要な許認可権限が付与されており、業務に当たって特段の支障はない。
- ・ I の健康危機管理対策については、対策本部の設置、マニュアルの整備及び合同訓練の実施等をしており、連携がとれている。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

- 【A案】 保健福祉事務所は、専門的な業務が多いため、地方事務所企画振興係との兼務を必要とする業務がほとんどない。
- 【B案】 地域振興局長が行う保健所の業務に係る助言及び勧告が、どのような場面で必要になるのか不明である。  
企画振興部門で、どのような業務に保健師の専門性が必要なかわからない。
- 【C案】 現に地域振興局を設置している群馬県では、食中毒等即応が必要な事案の発生時、局長への説明に時間がかかり、スピーディーな対応ができないこともあったと聞いている。

## (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

- ・ 専門的な業務に携わる職員が多く、所管している法律に定められた業務に負われ、新たな業務を企画する余力がない。
- ・ 予算執行に関しては、義務的な経費が多く、組織上の課題はない。  
なお、地域医療介護総合確保基金事業等、県全体を視野に入れた施策判断を必要とする事項は、現状どおり本庁での執行が効率的であり、妥当と考える。
- ・ 地域課題への対応については、B案にあるような総合戦略会議（仮称）を、必要の都度、地域政策課が開催する体制の整備で足りるのではないかと考える。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

- ・ 市町村合併に伴い、生活保護、生活困窮者自立支援など一部の業務を佐久保健福祉事務所で実施する等の集約化が行われている。

#### (2) 建設事務所について

—

### 2 課や係等について

- ・ 今後、地域包括ケアなど保健医療福祉の連携がより重要になるので、福祉課は、現状どおり保健福祉事務所内に置くことが適当と考える。

## V その他

- ・ 保健福祉事務所は、医療等専門的な業務を行い、特殊性が高いため、他に権限を移すべきではない。
- ・ 組織の見直しには、県民の利便性と業務の効率性のバランスを図る必要がある。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 諏訪保健福祉事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- ・地域ビジョンに基づき、人口減少対策、安全・安心な地域づくり等について、連携して取り組む必要がある。
- ・人口減少対策については、子育て支援など、地方事務所等と連携して実施する必要がある。
- ・安全・安心な地域づくりのために、災害への対応、健康危機管理等、連携して取り組む必要がある。

### II 現在の所の組織上の課題について

- ・結核対策業務の減少による診療放射線技師の業務

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

##### A案

- ・県民に定着している窓口等に大きな変化がないという点は分かりやすい。
- ・「3所の横断的な連携」を要する業務の事務量や内容が未知数であるため、保健福祉事務所及び建設事務所の企画担当者を地方事務所地域政策課企画振興係と兼務とする場合には、事務分担をどうするか検討が必要。

##### B案

- ・定例的な業務（法定業務等）は、本案のように保健福祉事務所が専門的な判断により行うべきである。
- ・地域課題を局に集中し、定例業務を2所に残す場合、どの業務をどこで行っているのか混乱するという問題点がある。また、地域課題も定例業務に付随するケースが多いと思われるので、どちらで行うか交通整理が課題となる。
- ・企画振興部門に保健師等の専門職員を置くほどの事務量がないのではないかとと思われる。実際に業務に当たっている保健福祉事務所の保健師等を兼務にしたり、意見を聞いたりすればいいのではないかと。

### C案

- ・地域振興局（仮称）を県内数カ所に統合する場合は、窓口の減少等県民サービスの低下を招く場合がある。
- ・組織が大きくなり、専門性や機動性が損なわれる恐れがある。
- ・保健福祉事務所（保健所）は健康危機管理や公衆衛生の拠点であり、専門性を重視し単独で設置すべきである。
- ・保健所、福祉事務所は法定必置機関であるので、その名称は併記されると思うが、保健福祉事務所（保健所、福祉事務所）の名称は、県民に親しまれ、業務内容等が容易に理解できるので変えるべきでない。

### (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

#### (2) 建設事務所について

### 2 課や係等について

・医療・介護の連携や地域包括ケアを推進しており、福祉部門と医療・健康部門が一体的に取り組む必要がある。また本庁でも健康福祉部で取り組んでおり、本庁と現地機関との連携という点からも、福祉部門は保健福祉事務所に置くべきである。

また、社会福祉施設の指導についても医療・健康・食品衛生との連携が必要である。

## V その他

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 伊那保健福祉事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- 災害及び感染症等の危機管理対応
- 人口定着に向けた地域戦略
- 総合5か年計画の推進

### II 現在の所の組織上の課題について

- 主管部が、健康福祉部と県民生活部にわかれており、命令系統が2系列になるねじれが生じている。(例 福祉課 戦没者慰霊 子育て支援)  
また発災時には、地方本部だけでなく両部からも報告を求められることになり、非常時には大きな負担となる。
- 主要な事務所が合庁内にあり、関係各所と必要に応じて連携しており、業務遂行上の問題は無いと考えている。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

##### 【A案】

- 現在の体制でスムーズに業務を行っており、必要に応じ他所との連携をしていることから、3案の中ではA案が最も妥当である。
- 現在の、地方事務所、保健福祉事務所、建設事務所という組織名称は、業務内容がイメージでき県民にわかり易い。
- 規制行政と振興行政は分離し、お互いに牽制すべき立場であるべきことからA案が妥当である。特に、人の健康に影響を及ぼす安全性を監視・規制し、消費者保護を行う保健福祉事務所は、独立した組織であるべきと考える。
- 大規模災害の発生時には、地域防災計画による連携を図ることで対応が可能であると考えられる。
- 感染症等の健康危機管理事案の発生時には、迅速な意思決定が必要であることから、現体制が最適である。

### 【B案】

- 企画部門に保健師、土木職等の専門職員を配置するとしているが、常時専門職員を置くメリットが不明であり、課題と必要に応じ、関係部署が連携する方が効率的である。また、有資格者が限られる中で、企画部門に専門職員を配置すれば所のマンパワー不足が生じ、業務に支障が生じるおそれがある。
- 地域振興局長の現地機関への勧告の権限を与えているが、地域課題の解決のために必要なものであるか疑問である。保健所業務は専門性が必要であり、勧告はなじまない。

### 【C案】

- 企画部門に保健師、土木職等の専門職員を配置するとしているが、常時専門職員を置くメリットが不明であり、課題と必要に応じ、関係部署が連携する方が効率的である。また、有資格者が限られる中で、企画部門に専門職員を配置すれば所のマンパワー不足が生じ、業務に支障が生じるおそれがある。
- 組織が大きくなることで、内部の調整や報告が増大し、迅速な対応が求められる感染症等の健康危機対応に遅れが生じる。
- 現在でも本庁の所管部門と現地機関との捻じれが生じ、業務が煩雑になっている。本庁機能の検討がなされなければ、内部的な事務が増大し、より煩雑になる。

## (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

- 広域的な業務の集約は、県民、市町村、事業者の利便性が低下する。特に、保健福祉事務所は高齢者や心身に障がいや病気のある県民が来所されることから、著しいサービスの低下が生じる。
- 感染症等の健康危機管理においても、管内が広くなるほど迅速な対応が困難となる。

#### (2) 建設事務所について

## 2 課や係等について

- 福祉課については、地域包括ケアシステムの構築を推進するため保健医療との連携が不可欠であることから現体制が望ましい。
- 環境課業務は、地球温暖化対策、自然保護、廃棄物、公害対策、浄化槽、水道等多岐にわたり、保健福祉事務所に関する業務が限られていることから現体制が望ましい。

## V その他

- 地域の課題を解決するために、組織や権限を縦型に大きくするのではなく、環境の変化に迅速に対応できる横型の組織の導入も検討したらどうか。

(例) 権限を付与されたプロジェクトチーム



(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名：飯田保健福祉事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

#### ○危機管理対応

感染症や自然災害等の発生時における情報収集や情報共有の連携体制づくり

#### ○高齢化に対応した県の重点プロジェクト関連

都市部からの高齢者等の移住、地域包括ケア体制の構築、地域公共交通や福祉輸送の利便性の向上、中山間地域における中心地域の形成、生活困窮者等の自立支援、ACEプロジェクト等

### II 現在の所の組織上の課題について

- ・保健・医療・福祉・介護の包括的な企画調整機能強化のための人材配置
- ・保健所と福祉事務所（福祉課）が統合されて保健福祉事務所になったが、いまだに町村の認知度が低い。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

##### 【A案】

- ・専門的・技術的な業務を迅速かつ適切に遂行することができる独立性を担保した指揮命令系統と、責任の所在が明確な組織体制である。
- ・兼務職員が有効に機能するか疑問である。また、兼務による業務負担が過大になるのではないか。
- ・3所横断的な地域戦略会議等の連携会議を組織し、地域課題の解決に取り組む形を作る方が機能すると思われる。

##### 【B案】

- ・専門職を企画振興部門に配置して、日常的に専門性を活かせる業務があるのか疑問である。
- ・地域の課題解決には専門性を持った組織が主体的に対応することが最も有効である。保健福祉事務所と建設事務所が、法令上或いは定例的な事務を行う組織となれば、組織として中途半端となり、権限や機能の上で、組織間のバランスを欠く懸念がある。

### 【C案】

- ・健康危機管理事案に対しては、速やかな判断と対応が不可欠であることから、指揮命令系統と責任の所在が不明確という点で問題がある。
- ・地域振興局として一つの組織にするなら、現在の3所は部として並列の扱いとなるため、企画振興部門に保健師、土木職などの専門職員を配置する意味はない。

### (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

- ・3所が主体となって解決に取り組む「地域課題」を明確にする必要がある。
- ・課題解決型組織を目指すあまり、その都度組み替えが生じると、市町村や県民に混乱を与えかねないので、地域政策課企画振興係員が幾つかの課と市町村の担当となって企画調整を行うなど、企画調整機能を強化するにとどめた方がよい。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

- ・職員の福利厚生や旅費などの庶務、庁舎や公用車等の財産管理については、3所統合した方が行政効率が向上する。

#### (2) 建設事務所について

### 2 課や係等について

- ・福祉課、環境課等は、試行錯誤を経て現在の組織となっているので、現組織内で有効に機能が発揮できる方向で検討した方がよい。

## V その他

なし

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名：木曾保健福祉事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- 危機管理対応（感染症、自然災害等）
- 県重点プロジェクト（しあわせ信州創造プラン、長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略、信州ACEプロジェクト等）の推進
- 少子高齢化、人口減少対策

### II 現在の所の組織上の課題について

- 個別課題ごとに関係する現地機関が相互に連携を図り、情報共有することにより対応しており、現在の所としての組織上の課題はないと考えている。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

##### 【A案】

- 現状の体制が望ましいとの考えの中、A～C案では、A案が最も望ましい組織体制に近い。
- 保健所に関しては、感染症法をはじめとする様々な法律において固有の業務が規定されており、保健医療の専門資格を有する職員が、医学的、科学的な調査等に基づき業務を行っている。こうした専門的、技術的業務を適切な遂行を担保するため、独立した指揮命令系統が望ましい。
- 健康危機管理事案発生時には迅速な対応が求められ、医師である保健所長を頂点としたシンプルな指揮命令系統が望ましい。
- 超高齢化社会を前に地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、保健医療と福祉の連携が重要であり、調整役となる保健福祉事務所の組織体制を継続する必要がある。
- 「保健福祉事務所及び建設事務所の兼務」とあるが、現地機関同士の連携や情報共有は逐次行っており、職員を兼務にすれば現在以上に連携がとれるとは限らない。どういう情報をどの程度共有するのか不明で、実効性があるか疑問。一方で、兼務により保健福祉事務所の事務量が増加するのは明らかであり、むしろ、保健福祉事務所の体制を強化（増員）する必要がある。

##### 【B案】

- 「考え方」として、「医師である保健福祉事務所長の専門性を重視」とあるが、一方で、各所長の権限を「定例的な業務」に限定し、局長の権限として保健所等への「助言、勧告」を付与している。これはむしろ専門性の発揮を妨げるおそれがあるのではないか。
- 企画振興部門に配置される保健師がどのような業務を行うのか不明だが、業務に専門性を活かせるのか疑問。

### 【C案】

- 現状として保健所長以下で事務が完結しており、地域振興局長の判断を求める事務が特段考えられない。一方で地域振興局長への報告・連絡・相談は広く必要となると思われるため、業務のスピードが遅くなる。特に危機管理対応に支障が予想される。
- 3所の総務課が統合されても、保健福祉事務所は大所帯のため、身近で相談しやすい庶務要員は必要となる。現状で既に少人数であり、人的な面での削減効果が大きいものではない。

### (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

- 地方事務所長の総合調整費だけでなく、保健所長にも政策的にスピーディに執行できる予算が必要ではないか。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

- 保健福祉事務所の業務については、窓口業務や相談業務をはじめ、住民に身近な業務が中心である。高齢者や心身に障がいや病気のある方が来所されることが多く、広域的な集約により窓口が遠くなった場合、住民に著しい支障が生じる。

#### (2) 建設事務所について

### 2 課や係等について

## V その他

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 松本保健福祉事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

○災害対応（含、新型インフルエンザ）に尽きる

### II 現在の所の組織上の課題について

○保健福祉事務所に関して

・近年、地域医療構想策定、在宅医療・地域包括ケア体制の充実、広域救急・災害医療体制の整備、産科医療体制の確保、新型インフルエンザ・新興感染症対策、医療安全等、業務遂行のために医療を中心としたより専門性の高い知識、見識が求められるが、それらを担う人材確保と育成の強化が課題。

・当所は多種多数の許認可並びに監視業務を所管しているが、それに見合った人員配置となっておらず、健康危機事案発生時の対応が課題（特に精神保健福祉法に伴う通報、食中毒、感染症の発生時、等）。

・技術職職員が多いが、専門分化、高度化が進む中で技術、知識の継承が課題。

・高速交通網の発展とともに、長距離通勤する者が増加してきているが、夜間・休日等の緊急時に即時、的確な体制を整えることが課題。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

A案：

○現行の独立した組織体制を維持することが県民益につながり、現実的な案である

・そもそも異なる目的、業務のために設置され、それぞれの専門家が迅速性、機能性を発揮し業務を遂行することが、県民ニーズへの速やかな対応につながる。

・例えば、健康被害（感染症、食中毒等）が発生した場合、公衆衛生に精通した者の指揮の下、直ちに関係者が招集され、検討した最善策を速やかに実行することで健康被害を最小限に抑えている。

○地域課題の明確化とその対応

・3所の横断的連携が必要な地域課題によっては、企画振興部門の強化が必要。しかし、地方事務所企画振興係に兼務させる保健福祉事務所の企画担当者の負担増を考慮すべき。

B案：

○助言、勧告権限を地域振興局長に与える必要性に疑問

・住民の健康の保持・増進を担う保健所長には独立した権限が与えられるべきで、産業振興等を担う地域振興局長が、保健所長に対し助言、勧告することは、住民の安心・安全を損ないかねない。そして迅速性が損なわれ、法に基づく決裁者と責任の所在に混乱を来しかねない。

○企画振興部門への保健師の配置の目的は何か

・医療及び公衆衛生の普及向上を目指し保健指導することを業とする保健師が、現行の業務を遂行する上で既に不足している現状において、役割が不明確な配置を行う余裕はない。地域の多様な保健ニーズに対応するには、単独で配置するよりまとまった人員が一箇所に集まり課題検討の方が効果的ではないか。

C案：

○立ち位置の異なる行政事務を同一組織で行うことは、県民益に反する

・地域住民の健康の保持・増進を目的として安全基準に関する許認可、監視、行政処分を行う行政と、地域の産業を振興（事業者支援）する行政とを同一組織で行うことに対し県民の信頼は得られない。

○健康危機事案発生時など、迅速に対応しなければならない重要かつ専門性の高い事案に対し、地域振興局長が適切に、かつ、責任をもって対応できるとは考えにくい。さらに2次被害を防ぐためにも迅速性が阻害されてはならない。

○保健福祉部門は、医師である所長が組織の長であるからこそ、医師会を始め地域の公衆衛生に関係する機関・団体との連携がスムーズにいく。

○企画振興部門への保健師の配置については、上記B案と同様。

○3所の総務課業務を集約しても、効率化のメリットは少ない

・総務課は、所固有の業務（例えば保健福祉事務所では、各種医療従事者免許業務、医療施設許認可業務、病院立入検査業務、医療計画策定業務等）を担っており、各所に共通する一般庶務の業務量は多くはない。

## （2）その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

○災害に特化した連携体制の構築

・自然災害、新型インフルエンザ等の発生時は、県災害対策本部松本地方部長の指揮の下、迅速な職員の動員、公用車の活用等、現地機関の連携体制の強化が必要。

・平時より災害対応に特化し、連携を専門に担当するポストを設置し、住民の生命を守り、ライフラインを確保することを最優先に問題点を整理させ、各所を横断して、関係者を巻き込んだ現実的かつ具体的な対応策を検討する。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

○検査課の人員、分析機器の充実を図るべき（集約によるサービス低下への対応）

- ・現在2所に集約されている検査業務において、専門分化が進む中、高度な技術や知識を継承し、迅速で信頼のおける結果を提供することにより、住民サービスの維持・向上を図るためには、更なる人員及び分析機器の充実が必要。

#### (2) 建設事務所について

・特になし

### 2 課や係等について

○「保健福祉事務所福祉課を地方事務所へ移管」することは時代に逆行

- ・保健福祉事務所は、平成21年度の保健と福祉の統合以来、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的連携を図り業務を遂行している中、その良否につき何等検討する事なく敢えて元に戻す理由が不明。
- ・高齢化が一層進展する中、要支援者の地域生活を支えるために、在宅医療・介護連携が求められている現状に逆行する。

○「地方事務所環境課を保健福祉事務所へ移管」する理由が不明確

- ・産業廃棄物や水質汚濁事故、悪臭苦情等への対応の多くは、産業との関係が強く、保健所では環境行政が困難という理由から地方事務所に移管された経過があるが、どのような理由で元に戻すのか不明。

## V その他

○現在、保健・医療・福祉は大きな変革期にある。その中、保健福祉事務所に関しては、組織の統合を図るよりも、時代変化に対応し早急に医療事務担当の充実を行うなど、現体制の強化を図るべきと考える。そして危機管理の面からも、常態化した所長の兼務の解消を図るべきと考える。

○災害に対しては3所の連携強化が重要であり、現実的かつ具体的な対応の検討を深め、体制の強化を図るべきと考える。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 大町保健福祉事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- 現在も、連携が必要な地域課題については必要な都度三所で相談等できる体制・環境が整っているが、今後より対応が難しい課題やより連携した対応が望ましい課題についての体制の検討は必要。

連携の事例

- ・ 大規模災害発生時の連携
- ・ 3所に係る事案（水質事故等）発生時の対応
- ・ 生活習慣病予防対策の取組みの企業や団体（商工・農政・建設）への浸透
- ・ 青少年に係る業務対応（保健福祉事務所所管：保育・ひとり親家庭の福祉、薬物乱用防止などの業務、地方事務所所管：青少年健全育成推進）

### II 現在の所の組織上の課題について

- 現行の組織運営上特段の支障等は生じていないが、組織見直しに関し一定の考察が可能な事項はある。

- ・ 福祉課の業務は、健康福祉部（地域福祉課、介護支援課、障がい者支援課等）と県民文化部（こども・家庭課）の2つ部局にまたがり1部局完結型になっていない。
- ・ 食品・生活衛生課の許認可に必要な情報及び添付書類の発行等が地方事務所環境課（使用水、貯水槽）、建築課（商工観光課）の所管であり、申請者にとっては複数の窓口での対応を要するが、本来、別々の権限と責任を持つ機関であり、同一建物（合庁）内で手続きが完結するため、大きな支障はないと考えられる。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1-1) A案について

- 現状では、各所の連携に特段の支障が見出せないなか、各所の独立性を確保しつつ、地方事務所の総合調整機能を体制的に強化する点では、もっとも混乱がなく現実的な案といえるが、次の事項について整理等が必要と考えられる。

整理を要する点



- ・ 兼務部分の業務は地方事務所長の指揮監督を受けることになるため、本務所属の業務との整理等を適切に行い兼務者の負担軽減を図る必要がある。

効果が期待できる点

- ・ 現状、地域課題へは各担当業務を発展させ連携するなど対応しているが、全体を調整する企画振興係を強化することで、より連携がしやすくなるなどの効果が期待できる。

### (1-2) B案について

○地方事務所の権限強化はA案よりも明確であるが、局長に付与される権限（勧告等）の意味合いと、保健福祉事務所長及び建設事務所長権限との関係は必ずしも明確ではないため整理を要する。

整理を要する点

- ・ 「定例的な業務は現行どおり各所長権限で処理」であるならば、「地域課題の解決に係る事項は地域振興局長の権限で行う」形で整理するほうがわかりやすいのではないか。
- ・ 「管内現地機関への勧告等の権限付与」について、同じ県組織内の現地機関相互における「勧告等」の意味はどのようにとらえるべきか。
- ・ 企画部門に配置する専門職の役割が不明であるため、現行の実務に従事する場合との効果の比較検討を要する。
- ・ 具体的な業務は法律等に位置付けられた各所で行うこととなるため、少ない専門職を企画振興部門に配置することは負担の増加と業務効率の低下を招く恐れがある。

その他

- ・ 3所に横断的に関係する地域課題については、現状でも地方事務所を中心に連携しており、例示の権限も既に機能しているため、地域振興局と改組するメリットは少ないと考える。

### (1-3) C案について

○対外的に統合の意味が最も分かりやすいが、そのことによるメリットをどのように打ち出せるかが課題であり、そのためにも、B案への意見と同様、局長への付与権限等の整理が必要である。

整理を要する点

- ・ 現行の保健福祉事務所（保健所）、建設事務所の権限を局長権限とした場合、危機事象発生時の迅速かつ適正な対応に支障が生ずる恐れがある。
- ・ 「管内現地機関への勧告等の権限付与」について、同じ県組織内の現地機関相互における「勧告等」の意味はどのようにとらえるべきか。
- ・ 具体的な業務は法律等に位置付けられた各所で行うこととなるため、少ない専門職を企画振興部門に配置することは負担の増加と業務効率の低下を招く恐れがある。
- ・ 「三所の総務課の業務の集約（庶務業務の効率化）」については、システム化の進展によ

り既に相当程度集約化されてきており、人員の効率化に繋がるほどの業務量は見込めないと考える。

その他

- ・ 地域振興局の部については、効率的に業務が行えるよう本庁と同様の組織（部局）体制が望ましい。

## （２）その他

○組織の見直しは、組織発足後の経過や今日的な課題、さらに将来の動向見通し等県行政を取り巻く環境の変化を整理し、その中で県機関が担うべき役割等を多角的かつ丁寧な検討する作業によるべきではないか。

整理を要する点

- ・ 現地機関にはどのような役割や権限を付与するのかなどについて、現地機関のあり方を詳細に整理・検討する必要がある。

例えば、福祉部門の現行業務は、管内市町村の一部を所管する分野（町村の福祉現業業務を所管する福祉事務所としての業務）や、本庁（知事）から委任されている権限に基づく業務などから構成されるなか、今後の「地域課題を解決する権限（手段）」はどうあるべきか検討は必要。

- ・ 地域の実情はそれぞれであり、組織体制も全県一律の形ではないのではないかと。

例えば、介護保険者が広域連合である圏域と、市町村が保険者である圏域とでは、県の現地機関が担うべき役割が異なる。

- ・ 平成 21 年に保健分野と福祉分野の連携を目的に現在の保健福祉事務所の体制になったところであるが、これまでの効果や課題等の検証と医療介護総合確保推進法の制定の動き等今後の状況等を見据えて組織のあり方を検討すべきと考える。
- ・ 大きな組織替えは、表示に係る経費負担の他、住民サービスの面で混乱を招くことも考慮すべき。

## IV 3所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### （１）業務の集約について

- ・ 各所に共通し集約が可能な業務については効率化が図られると考えられるが、一方で、窓口の広域化は住民の利便性が損なわれる面もある。
- ・ 身近な県民サービスを多く所管する部署と、県民との接点が比較的希薄な部署を分けて考えることも必要ではないかと。

## (2) 建設事務所について

- ・ 現地の住民や職員の意見を重視し検討した方がよい

## 2 課や係等について

- ・ 例示の「福祉課を地方事務所へ移管」は、保健と福祉の連携という趣旨で統合したものを、再び分離するというものであり、福祉課が保健福祉事務所内にあることの支障の有無や、医療介護総合確保推進法が施行され、更に医療と介護の連携が必要となる現状と将来への評価等を十分行う必要がある。

また、移管した場合は、再度、本庁（企画振興部、健康福祉部）と現地機関（地方事務所、保健福祉事務所）の指揮系統のネジレ等が生ずる。

- ・ 同じく例示の「地方事務所環境課を保健福祉事務所へ移管」については、食品・生活衛生許可申請時における上水道、受水槽、浄化槽関係の把握及び、水質・大気汚染時における毒劇物対応がスムーズに行うことができるが、本来、それぞれ別の権限と責任に属する業務を所管する機関であり、ワンストップ等申請者側のメリットとは必ずしも比較すべきではなく、また、現状で同一施設内（合庁）にあるため大きな支障はないと考えられる。

また、自然保護、環境保護と一体的に推進するために、保健所で所管していた廃棄物行政を、地方事務所へ移管したものであるため、移管後の施策展開を検証する必要がある。

## V その他（検討案（たたき台）に記載されている以外の事項など）

○ 組織の見直しは、現行組織の課題を多角的視点から抽出し、その課題解決のための方向性を明らかにしたうえで、望ましい組織体制を考えるという手順で進めるべきと考える。

- ・ 地域の課題解決にあたっては、本庁、現地機関のそれぞれに担うべき役割があると考えられ、権限を分散させることにより非効率（業務増）となる場合、権限を集約することでスピーディーに対応できる分野や、逆に木目細かな対応が難しくなる場合もあると考えられる。本庁と現地が一体感を持って仕事をする仕組みづくり（事業等の決定過程や事業評価への現地機関の参画、権限の明確化）や職員の意識の共有化を図る宣言的な（行政経営理念に相当する）ものの制定も考えられる。
- ・ 今回現地機関の見直しの検討は、関係部局間や現地機関等との一定のキャッチボール等、検討及び決定過程の「みえる化」を図るべきと考える。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 長野保健福祉事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- ・危機管理業務（災害、新型コロナウイルス等が発生した場合）における連携

### II 現在の所の組織上の課題について

なし

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

- ・A案については、地方事務所・保健福祉事務所・建設事務所の企画担当の連携は現在も必要に応じて行われており、兼務の必要性はないと思われる。
- ・C案については、現地機関と本庁の間にさらに地域振興局が入ることで、決定事項及び予算の執行が滞るのではないかと。また、緊急な事態が発生したとき、迅速な対応がとりにくくなるのが危惧される。
- ・B案C案ともに地域振興局の権限が強くなり、保健福祉事務所・建設事務所への影響力が強くなることにより、保健所など法令で設置が義務付けられている所の指揮命令系統が分かりにくくなる。  
また、企画振興部門に保健師の専門職員を配置する具体的な業務は何か不明。  
圏域が現在のままでは、変化が分からず、県民への説明が難しいと思われる。

## (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

- ・現在の圏域は見直した方がよいのではないか。
- ・現行の組織で大きな問題（課題）とは何か不明。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

- ・現在の10圏域は見直してもよいのではないか。
- ・保健所及び建設事務所の業務は、法令等で中核市（長野市）との役割分担が明確にあるが、地方事務所（地域振興局）については中核市との位置づけを整理したほうがよいと思われる。

#### (2) 建設事務所について

なし

### 2 課や係等について

- ・厚生労働省では、医療と介護の一体的な改革を進めており、今後益々医療と福祉の連携が必要となる。以前は分かれていた福祉課を保健福祉事務所に位置付けた経過もあり、福祉課はこのまま保健福祉事務所へ残すべきと思われる。

## V その他

- ・県が本来やるべき業務を中心に、それを効果的に行うにはどういう課題があり、その課題解決のためにはどのような組織にするかを考えるべきではないか。現地機関が分かれていることで解決できない具体的な課題が先にあって、組織の見直しを検討するべきと思うが、今回の手順は逆ではないか。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 北信保健福祉事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- ・ 信州ACEプロジェクトなど食育や運動、検診等を通じた県民の健康づくりの推進において、地方事務所農政課、建設事務所と連携している。
- ・ 食品・生活衛生課の許認可業務において、地方事務所環境課や建築課と連携している。
- ・ 福祉課では福祉施設建設に係る許認可や障害者雇用、要援護者防災対策において、地方事務所建築課及び農政課、建設事務所と連携している。

### II 現在の所の組織上の課題について

- ・ 管内は温泉施設・宿泊施設が多く、業務量が同規模の他所に比較して多いにも関わらず専門職（資格職）が配置されていない。
- ・ 専門職は育休等による欠員が生じやすく、臨任による欠員補充も容易ではない。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

- ・ 「保健所」はどこに行けばあるのかという「住民目線での分かり易さ」も住民サービスの観点から組織を考える必要があるのではないかと。
- ・ 食品・生活衛生業務などは許認可・規制行政であるため、振興業務との独立性を確保していることが望ましい。
- ・ A案において保健福祉事務所に企画担当者を置く場合は増員が望ましいが、それが容易でない今の状況を考えると、地方事務所の企画振興係担当者を増員し、保健福祉事務所総務課の兼務とすることが現実的と思われる。
- ・ B・C案では企画振興部門に保健師等の専門職を配置するとあるが、専門職の欠員が頻繁に生じている状況では実現可能性は低いのではないかと。また、専門職のキャリア形成や仕事のやり甲斐にマイナスの影響を及ぼし、人材の確保に支障が生じる恐れがある。
- ・ 北信保健福祉事務所の場合、北信合庁とは別庁舎であることから、C案では決裁等のた

め庁舎間を移動しなければならず、かえって非効率になり、業務の遅滞、危機管理における機動性の低下等につながる恐れがある。

## (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

- ・ 地域課題を解決するために地方事務所長の権限や企画調整力を強化することはよいが、組織をまとめて決裁権限を局長に集中しさえすれば連携が進むとは思わない。
- ・ 現組織体制においても所長、副所長、企画担当係長レベル等での連携強化は可能と考える。所長権限を規則等で明文化し、現地版の政策会議や移動知事室など三所の連携や市町村支援の仕組みを各地域が特性に応じて作ることから始めてはどうか。
- ・ 保健所や福祉事務所の業務には政策的な要素が少ないことから、現地機関の予算権限を強化する必要性はあまりない。
- ・ 育休等により専門職の欠員が生じやすい状況を改善したうえで、市町村や地方事務所との人事交流を進めることは必要である。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

- ・ 北信保健福祉事務所では飯山庁舎の管理に係る清掃や除雪業務委託等に係る契約事務、共通物品や燃料等の購入、職員の健康管理や福利厚生等業務を行っているが、これらは地方事務所地域政策課との集約ができると思われる。
- ・ 北信地域は豪雪地でもあり、食中毒や精神通報対応等の健康危機管理、住民や事業者の利便性の観点から、長野地域との管轄区域の統合（広域化）には適さない。

#### (2) 建設事務所について

- ・ 北信建設事務所が3箇所に分かれていることで北信保健福祉事務所の業務運営に悪影響を与えるようなことはない。
- ・ 飯山庁舎に北信建設事務所飯山事務所があることで、地震や豪雪等の災害時において、道路情報等が入手し易くなっている。
- ・ 飯山庁舎から北信建設事務所飯山事務所が退出した場合、庁舎の有効活用を検討する必要がある。

## 2 課や係等について

- ・ 北信保健福祉事務所では最小限の人員で業務に当たっているが、職員の出張等による不在時における窓口対応に苦慮することがある。また、O J Tによる職員の人材育成の観点からも現在の定数と係制は維持すべきと考える。(食品・生活衛生課は26年度に係を廃止)

## V その他



## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 佐久建設事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

少子高齢化が進展するなかで、地域が元気に持続するためには、医療、福祉や教育、まちづくりの集約（コンパクト化）が求められている。また、人口減少が避けられない現状において、地域の核となる特色ある産業の振興や企業活動の活性化、地域の魅力を生かした観光・誘客などを推進し、これら地域の魅力を発信するなかで移住・定住を促進するなど、地域活性化を図る必要がある。

さらに、圏域内においては、それぞれの地域（市町村）で共通する課題については、相互に連携して取り組むことが重要。

これらの地域（市町村）課題の解決に向けては、医療、福祉、商工観光などの施策（ソフト対策）関係部局と連携し、一体となってこれを支援・促進するなどの社会基盤、社会資本整備（農政部、建設部等によるハード、ソフト対策）に積極的に取り組む必要がある。

#### ○建設事務所の取組み

- ・安全で安心して暮らせる地域づくりの推進
- ・県内外や圏域内の交流と連携促進
- ・道路、河川など既存施設の適時適切な維持管理と有効活用の推進
- ・安全で安心、快適なまちづくりの推進 など

#### ○今後の取組み

地域課題解決に向け、観光や健康福祉など関係部局、現地機関と連携し、必要に応じた地域課題解決型、或いは解決支援型のインフラ整備を検討

### II 現在の所の組織上の課題について

- ・ 予算執行や許認可などほとんどが本所決裁であるため、文書のやり取りや決裁に時間を要する場合や、本所各課と北部事務所間での調整や打ち合わせに若干時間を要する場合があり、効率的でない面もある。
- ・ 一方で、佐久北部地域の維持管理面の地域要望に対しては、地域に密着しきめ細かく対応するとともに、災害等に迅速に対応している。
- ・ 維持管理面の管轄区域が県民にわかりにくい面があるが、電話での問い合わせについては、本所と合庁間で電話転送が可能であるため、大きな不都合はないと思われる。

### Ⅲ 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

##### ○A案について

- ・ 地域課題の解決に向け、課題の共有化と対応策、市町村支援のあり方等を検討するうえで、三所間の連携強化は重要
- ・ 建設事務所においても、現行の組織体制のなかで兼務職員を位置づけるなどにより、関連する調整会議やワーキング等へ参画する必要がある
- ・ また、これら地域課題の解決に向けて地方事務所の企画振興部門の体制強化は有効と考える

##### ○B案について

- ・ 専門性の観点や意思決定のスピード感、さらには予算の効率的・効果的な執行という観点から、現行の体制、権限が確保されており分かりやすい
- ・ 地方事務所の権限の範囲や予算要求の範囲等が明瞭ではないが、「局」への技術職員の配置は、「三所の連携強化」という面では一つの手法と考える
- ・ 一方、「局」への技術職員配置については、専任とするほどの業務量があるか疑問、また、技術職員が不足している中で、専任配置には採用人員を増やすなど人員の確保が必要

##### ○C案について

- ・ 3所に共通する総務（庶務部門）の集約や、建設・農政・林務3公共に共通する入札事務の一体化が図られれば、事務の効率化が可能と考えられる。
- ・ 地域課題に対する認識の共通化や情報共有にはメリットがあり、課題解決に向けた一つの組織の在り方ではあると思われるが、県庁関係課との関係が不明確。
- ・ 事業は、県庁内の各部各担当事業課や現地機関が連携して取組む必要がある、また、予算執行面においても同様であるが、組織肥大化により効率的な予算執行や様々な要望へのスピーディーな対応が困難となり、サービス低下となることが懸念される。
- ・ また、災害発生など緊急時における情報伝達や応急対策など、迅速な対応が必要となる場面において、意思決定に時間を要するなど、対応の遅れが懸念される。

#### (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

- ・ 関係部局が連携して取組むべき特定の「地域課題解決」に向けた施策の実現や、予算確保については、県庁関係部局も含めた全庁的調整が重要ではないか

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

- ・ 建設事務所の業務は、より地域に密着し地域と連携して進めるものであり、従来からの歴史や風土、地域のまとまりや特色を活かしたまちづくりという観点、道路・河川の維持修繕へのきめ細やかな対応や、災害発生時における応急対策など迅速な対応が求められており、専門性や組織力が重要
- ・ また、地域内においてより近い場所にあることが、住民の利便性の面からも重要と考える

#### (2) 建設事務所について

- ・ 現場に、より近い場所に事務所があることは、きめ細やかな維持管理、災害時の初動体制、効果的な市町村支援、住民の利便性などから重要である
- ・ 一方、地方事務所に合わせた10所とすることは、情報共有、県民から見たわかりやすさの面からメリットがあるのではないかと考

### 2 課や係等について

- 地方事務所建築課を建設事務所へ移管することなど
  - ・ 広く建設行政という観点からは、施策、予算面において、国土交通省一建設部（長野県）というラインにあり、また、国、市町村ともに建設と建築部所は一体化
  - ・ 市町村のまちづくりや開発行為に際し、土地利用、景観、屋外広告物条例、空き家対策等と建築基準法は一体的運用が必要
  - ・ 地震や土砂災害など地域の防災・減災対策や、市町村のまちづくり支援という観点においては、都市計画法（土地利用）や土砂災害防止法、建築基準法も同様に一体的な運用が必要
  - ・ 効率的な組織運営の観点も踏まえ、本庁の体系に合わせるほうが効果的であると考えられる

## V その他

- ・ 現在の組織の何が課題なのかを明確にする必要がある
- ・ 県民にとって、シンプルで分かりやすく、また、県民に対するサービスレベルが現状より低下しない組織とすべきと考

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 上田建設事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- 地域に密着した安全・防災対策
  - ・災害に備えた情報共有と連携
  - ・太陽光発電のソーラーパネル設置に伴う開発関係の許認可等における連携
  - ・土砂災害（特別）警戒区域の指定に伴う他法令との調整
  - ・道路・河川管理における連携（保安林内の落石対策、倒木対策、ため池からの排水による河川汚濁、鹿等大型動物の死骸処理対応）
  - ・採石法・砂利採取法の許認可における他法令との調整
- 生活・産業・観光面等地域発展に寄与する交通網の整備

### II 現在の所の組織上の課題について

- ・住民ニーズの多様化や複雑化が進む中、職員の定員適正化計画により人員の減が進んでいる。このため、通常業務で手一杯となり、市町村への支援等を含め、危機管理時（災害時）の対応をどうすべきかが課題である。
- ・住民から見て、担当窓口がわかりにくいものがある。（ex. 川（水）に関する課題・要望→河川・砂防は建設、保安林内の沢は林務課、用水は農地整備課）

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

- A案：事務所間の連携が必要な業務については、定期的に関連する課・係ごとに連絡会を開催することでも対応できるのではないかと。
- B案：企画振興部門に土木職員を配置することは、現状で多数の欠員が各所で発生している状況においては、困難である。また、意思決定や対応に時間がかかったり、責任の所在が曖昧になるのではないかと。
- C案：平時の業務が圧倒的に多数となる現状では、局長の権限が強いと、「屋上屋」になりかねず、事務の効率化をかえって阻害する。  
有事での対応についても、災害等の初動対応が重要な業務は、出来るだけ簡潔なルートで、速やかに判断・対応すべきである。

## (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

- ・地域の課題を地域で解決するためには、ある程度自由になる予算と人員は必要である。
- ・地域課題解決のための予算を分野ごとにまとめて一括要望しても、国の補助事業は、省庁毎に再度分割する必要があり、不合理である。また、県単独事業も、財政部局へ要望する際、県庁の担当部局ごとに分割する必要があるため、予算システムそのものを見直す必要がある。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

- ・建設事務所の業務は、道路・河川の維持管理、除雪、災害対応など地域に密着した業務であり、広域化・集約化は住民サービスの低下につながる。

#### (2) 建設事務所について

- ・上小地域においては現行の組織に大きな課題はない。
- ・組織及び管轄区域が巨大化すると、現場までの距離や決裁の時間が長くなり、対応に即応性と効率性が失われる。
- ・災害時等の対応に遅れが出ないよう市町村とも十分な議論が必要である。

### 2 課や係等について

- ・地方事務所建築課を建設事務所へ移管し、本庁と現地のねじれを解消すべきである。  
(理由)  
本庁組織が建設部に一本化され、また、前回の組織の見直しでは、「都市計画行政の一体化」を目的に、都市計画に関する業務はすべて都市・まちづくり課の所管となっており、市町村においても同様であるため。

## V その他

- ・地域ごとに課題が異なるとすれば、全県一律の組織ではなく、その課題に応じた、その地域独特の組織も有り得るのではないか。
- ・県民や市町村にとって単純かつ明快で、行政サービスのレベルが現状より低下しない組織とすべきである。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 諏訪建設事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- 諏訪湖周のサイクリング・ジョギングロード、ビーナスライン等の観光振興や健康づくり（ACEプラン）に係る県、市町村が部局横断的に進める道路整備やまちづくりに関わる事業。
- 環境・生態系、漁業、観光、スポーツなど多様な地域のニーズに部局横断的に対応する必要がある諏訪湖の浄化、再自然化などの事業。
- 大規模災害や大雪等に対する迅速で効率的な防災・減災対策の整備や体制に関すること。

### II 現在の所の組織上の課題について

- 相反する地域要望や新たな課題をもつ諏訪湖などの地域課題に対して、各所のいままでの事業、業務との関わりから、主体となる部所が不明確であり、また1所だけでは課題解決につながらないケース。
- 建設事務所は、道路、河川等の県が所管する公共施設を直接維持管理する部所であり、地域・住民に対するサービス水準を維持する必要がある。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

A案)

- 地方事務所の企画振興係の強化や兼務職員による3所間の連携により、県の地域課題解決への姿勢がより明確になる。また、現行組織から大きな変化がなく、地域・住民等対外的にもわかりやすい。
- 事業運営のリーダーシップや各所の認識、立場の調整が必要である。

B案)

- 地方事務所（局）に技術職員が配置されることにより3所の連携が強化され、地域課題を解決するための組織が明確となる。
- 主だった建設事務所の業務の流れや住民要望等の対応に現行の体制で対応でき、地域・住民等対外的に理解されやすい。
- 企画振興部門に配置される専門職員の専任業務量がどの程度あるのか、また経験を有する土木職不足の更なる助長につながるの不安がある。

C案)

- ミニ県庁的な大規模な組織となるため、地域・住民に組織構成をわかり易く説明する必要がある。
- 総務関係部門においては、合理化、組織のスリム化が図られるが、従来の人事管理、円滑な予算執行を保持する工夫が必要である。
- 迅速な対応が必要な災害時の判断に時間がかかることが懸念される。
- 技術的に専門性の高い業務に、局長が適時、的確に判断がくだせるか不安があり、組織が屋上屋となる懸念がある。

## (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

- 地域課題を解決する事業の企画調整、整備予算要望、人員要望の権限の集約。
- 早期に効果発現を求められる地域課題の解決事業については、年次計画を示すとともに、交付金事業であっても、県単予算の補完も含み進めて欲しい。
- 地域・住民と情報交換、意見交換のできる組織として整えて欲しい。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

#### (2) 建設事務所について

- 地方事務所の配置や地域バランスからみれば、10所体制は一定の方向と思われる。
- 事務所の統廃合にあたっては、地域の特性や状況を踏まえ、市町村・住民の理解を十分に得て組織建てをする必要がある。

### 2 課や係等について

- 建築課の建設事務所への統合は建設部組織のねじれ現象の解消になり、都市計画、景観対応の事務や災害対応の業務において円滑化につながる。
- 流域下水道終末処理場を所管している事務所としては、建築部門の専門家が事務所内にいることは、営繕部門の業務の円滑化、強化につながる。

## V その他

- 現在の組織の何が課題なのか、また、各地域の現状を分析、議論し課題を明らかにする必要がある。
- 地域課題としての社会基盤整備や防災対策などは、国、県、市町村の密接なコミュニケーションが必要であり、国は別にしても、県、市町村のコミュニケーション強化のための人事交流など新たな仕組みづくりを考える必要を感じる。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名：伊那建設事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

#### ① 危機管理対応

自然災害やウイルス感染防止等の危機管理対応には、県庁危機管理部と同等に窓口を一元化し、それにより、各部署が情報を共有しながら、横断的に機動性が発揮できる組織づくりが必要である。

#### ② 地域振興（観光、過疎対策等）

地域活性化（少子化対策、観光振興、過疎対策等）に対応するためには、関係分野の横断的調整、連携が不可欠である。

また、各分野の振興策（ハード・ソフトの両面）の費用対効果の検証も必要と考える。

#### ③ 基盤整備における関係部署の連携

行政上で棲み分けされている事業について、更に連携した計画や整備が求められている。

ア 地域の安全安心（河川、防災、砂防：建設事務所、治山：地方事務所〈林務〉）

イ 道路（県道：建設事務所、農道：地方事務所〈農政〉、林道：地方事務所〈林務〉）

### II 現在の所の組織上の課題について

- ・ 伊那谷にはリニア開通に向けて、複数の大型プロジェクトがあることから、総合的な計画調整（企画）部門が必要である。
- ・ 慢性的な人員不足及び災害発生時のマンパワーが不足している。
- ・ 大型特殊機械の維持管理やダム管理の専門職員の後継者不在の問題がある。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

##### ○A案

- ・ 現行組織のままで3所の連携を強化し、「企画振興部門」の体制を強化したらどうか。（地方事務所の地域政策課の役割を見直し、強化する。）

##### ○B案

- ・ 横断的に地域課題を統括する部署は必要。

##### ○C案

- ・ 組織が大きすぎて、業務の非効率化や遅滞につながる。
- ・ 組織の複数化により建設部門の機動力が低下する恐れがある。県庁各部の方針と地域振興局の方針に差異が生じた場合、どのように調整、対応していくのか。



地域振興局とするならば、県庁組織の見直しも行うべきではないか。

- ・ 現状、別々で計画立案、施工、維持管理をしている道路（農政部、建設部）や治山、砂防事業（林務部、建設部）は、部分的に組織を統合する手法も考えられる。
- ・ 緩やかな移行を図らないと職員の混乱を招くとともに、県民サービスの低下につながる恐れがある。

## （２）その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

- ・ 地域課題をスピーディーに解決するためには、現地機関が予算を柔軟に執行する仕組み（例えば節別や事業別にとらわれない予算、債務の利用など）が必要である。
- ・ 大胆な組織変更は、国の予算や組織の構造との整合性がとれるのか疑問が残る。
- ・ 3公共（建設・農政・林務）を組織上統合しても、予算管理や事業執行は、別々となるため、メリットは薄い。
- ・ 地域の新たな課題に取り組む際には、必要な人員を柔軟に増やすなどの対応が必要。仮にそれが困難であれば、事務手続きの簡略化など他の業務を減らすようなしくみが必要である。
- ・ 地域課題は千差万別であるため、課題を解決する実務の上では、どのような組織体制になっても組織の括りを越えた部署との調整は必要になってくる。職員が、自ら他部署に調整に行く、或いは、他部署からの調整を受け入れる心構えを、職員全員が持つことが大事なポイント。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### （１）業務の集約について

- ・ 広域集約は、住民窓口や現場立合い業務において、移動距離が長くなるなど住民の利便性、サービス低下につながる。
- ・ 建設事務所は「計画」「工事」「維持管理」を同一の所で所轄すべきである。
- ・ 段階的に課・係を「少しずつ」修正していけばよいと思う。「いきなり全て」のハードランディングは好ましくない。通常業務は行っていくのであるから、困難性の少ない業務について、段階的に少しずつソフトランディングしていくことが望ましい。
- ・ 3公共（建設・農政・林務）の建設業許可、入札・契約事務の集約は検討の余地がある。

#### （２）建設事務所について

- ・ 建設事務所は危機管理対応はもとより、土木施設等の維持管理、現場管理など、地理的条件や現場急行する場合の移動距離、時間等も考慮した体制が必要。結果的には、現体制がベターと思われ、集約するメリットは感じられない。
- ・ 過去に一部の課を集約したが、結果的に戻した経緯があり、集約は不適切であることが実証されている。

## 2 課や係等について

- 建築課の業務は、地方事務所内の各課との連携が主であり、本庁が建設部に集約したことのみを理由に、建設事務所に移行するのはメリットがない。
- 建設事務所について、現行の組織体制に特に問題はないが、維持管理課を増員し、公共施設維持管理の強化を図るべきと考える。
- 地域の重要課題に対応する専門の担当係を設置することができれば好ましい。

## V その他

- 現行においても、3所の連携が必要な事案については調整・連携している。
- 地域振興局が設置されている他県の状況を調査し、検討材料として示していただくと参考になる。
- 組織改正は、県民視点からのわかりやすさと仕事上の効率向上を、両立させるよう考えていくことが大事である。
- 業務上の連携不足は、担当者の経験や知識・認識不足により生じる場合もある。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 飯田建設事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- 1 リニア中央新幹線及び三遠南信自動車道の整備効果を活かした地域振興  
両事業に対する地域の期待は多大なものがあり、事業の円滑な推進はもとより整備効果を最大限に活かし、インフラ整備と歴史・民族的な伝統芸能を関連付けるなど総合的な地域振興策を展開するため、関係市町村等とともに三所の連携が不可欠である。
- 2 安心して住み続けるための地域防災力の向上  
当地域は中山間地が多く地形も急峻である上に高齢化率も高い状況にあり、自然災害発生時において孤立の可能性の高い地域である。緊急時における被害・影響を最小限に抑えるため、三所が連携した防災力の向上が重要となる。
- 3 小規模町村への支援  
当地域は小規模町村が多く、職員体制が十分でなく対応しきれない課題も生じ得る。個々の技術的な支援等は各所で対応しながらも、広域的・横断的な課題に対しては県機関が連携して支援する必要がある。

### II 現在の所の組織上の課題について

○小規模町村が多い当所管内において、特に大規模災害発生時に各市町村と緊密かつ機能的に連携が図られるよう情報収集の方法や情報連絡員（リエゾン）の派遣などに関して危機管理体制を整備し直す必要がある。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

##### 【A案】

大きな変化がなく、効果が期待できない。

##### 【B案】

○企画振興部門の充実・強化

- ・地域振興の重点化プログラムを策定し、必要な予算措置を行う。

⇒ 総合調整費の増額・拡充

- ・地域ニーズを的確に地域政策に反映させるシステムの整備

⇒ 市町村、広域連合、地域、民間等との連携強化（地域戦略会議をより実効性の高いシステムに）

○局長権限

- ・専門性の高い業務は、従来組織での対応が効率的。また、行革課の行った市町村アンケートにおいても、専門性の高い機関のポイントは高く、頼られている。

### 【C案】

#### ○局長権限

- ・専門性の高い業務は、従来組織での対応が効率的
- ・局長の役割・権限が多岐にわたり、行政執行機関の長としての役割以上に、政治色の濃いポストになる。

### (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

○上記（1）【B案】と同じ

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

○当地域は管轄区域も広く小規模町村も多いことから、身近な県機関に対する期待や信頼が大きい。特に県民の「安全・安心」に係る防災・減災対策においては臨機な対応ができる県機関の必要性は高い。集約化を検討するに当たっては、住民の視点から十分に検討を行うとともに集約化のメリットを明確にする必要がある。

#### (2) 建設事務所について

○一部の建設事務所の付置機関化

- ・建設事務所は、インフラ整備・維持管理といった直接的サービスを提供する機関であり、事務所配置にあたっては機動性・危機管理への対応が重視されるべきで、必ずしも10広域の管轄エリアとイコールにする必要はないと考える。
- ・一方、各事務所の現行事業量などを勘案すると、付置機関化（支所化）などを検討すべき時期にある。
- ・付置機関化する場合でも、企画立案、工事発注の機能を持たせることが、地域課題への対応力や職員のモチベーションの確保といった面から必要である。
- ・下伊那南部建設事務所については、大規模事業の概成などの状況変化に対応した組織見直しも必要と考えられるが、飯田市街地からの地理的条件や中央構造線沿いの脆弱な地質で土石流の巣であるという地域特性を踏まえた場合、特に危機管理面から一定の機能を存置すべきである。
- ・特に三遠南信自動車道の一部を構成する国道152号（県管理）は、高規格幹線ネットワークの一部であり、通行止めや寸断などが地域内外に与える影響は極めて大きく、高い管理水準を確保すべき。
- ・なお、平成21年の現地機関再編時には、阿南町長、下條村長、売木村長、天龍村長、泰阜村長の連名により知事に対して「下伊那南部地域の県現地機関の存続について」の要望書が提出されている。

## 2 課や係等について

- 地方事務所建築課の建設事務所への移管
  - ・本庁の組織構成と不整合になっており、早急に是正すべき。
  - ・昨年の神城断層地震の際にも、建設部の指揮下で仮設住宅の建設、被災家屋の調査など迅速な対応がなされている。
  - ・景観施策についても、都市計画などの土地利用計画と密接な関係を有しており、建設行政の一環に位置づけるべき。

## V その他

- リニアに関する推進体制を強化する必要がある。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 木曾建設事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- ・各所が様々な分野の行政を主体的に実施しているため、現時点において、三所が一つの課題に対応するものは特にないと思われる。
- ・強いて挙げると、既に必要に応じて連携して実施している危機管理対応の充実が考えられる。
- ・さらに、観光振興について、広域観光が重要となっている昨今においては、地域毎ではなく県が主体となり広域観光の調整や推進をする必要があると考えられる。

### II 現在の所の組織上の課題について

- ・地方事務所で実施している建築行政について、建設事務所では特に齟齬が生じていないが、今後どこが所管するのか検討する必要がある。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

- ・地域が抱える課題の具体的事例があるのか不明確である。
- ・個別具体的な事例が発生した場合に、現行組織内の地域政策課が調整主体となれば事足りるのではないか。(状況に応じて兼務等により組織の強化)
- ・地域振興局の組織では、組織が重畳、複雑となり意思決定が遅くなるなどのデメリットが生ずる可能性があると思われる。

## (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

- ・地域の課題解決が必要な場合には、速やかにプロジェクトチームなどを組織し、地域の課題解決にあたることを肝要と思われる。
- ・プロジェクトチームの速やかな参集に当たっては、調整担当者の配置や事前に設置要領の策定等が必要となる。
- ・地域課題に対応するためには、各分野の職員を専属で配置することが理想ではあるが、実質的には、各所の担当者が兼務をすることで対応が可能であり、かつ、効率的である。
- ・当所では欠員が継続していることから、実施に際しては職員の欠員解消及び増員がなければ実施が困難である。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

- ・一定業務（庶務、工事事務など）では集約による効果があると考えられるが、規模が大きくなるときめ細かな対応が困難になると考えられる。

#### (2) 建設事務所について

- ・木曽においては、現状で特に問題がないと考えている。
- ・長野や松本など大規模な地域の建設事務所については、小規模な建設事務所を付置機関として設置し、10 広域に統合させる場合には、迅速な対応ができるよう付置機関に決裁権限を付与することが必要である。
- ・統合に当たっては、地元市町村や関係団体等の意見をよく聞き調整することが必要である。

### 2 課や係等について

- ・建築行政について、本庁組織と整合させるという意味では建設事務所に統合がよいと思われるが、各種建築関係の規制及び指導においては地方事務所の各課とのつながりが大きい側面もある。
- ・木曽においては、建築のポスト等の配置について検討する必要がある。

## V その他

- ・木曽地域においては、道路、河川を直轄管理する国土交通省、国有林を管理する林野庁、鉄道を管理するJRとの関わりが大きいですが、県関係の機関との調整が困難となっている状況は特にない。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 松本建設事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- ・ 災害に強い地域づくり  
自然災害等の危機管理対応、情報収集と提供 等
- ・ 地域振興  
地域の産業や観光振興への支援 等
- ・ 人口減少への歯止めと人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に向けた取組  
安心して出産・子育てができる産科医療体制の確保  
健康で安心して生活できる地域づくり

### II 現在の所の組織上の課題について

- ・ 職員の育成  
ベテラン職員から若手職員への技術の伝承  
用地関係職員の育成

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

- A 案 ・ 現状に近いもので、組織もわかりやすく移行への混乱も少ない。
- ・ 企画振興部門の増員、又は保健福祉事務所、建設事務所職員の兼務体制により体制強化した新制企画振興課としてもよい。
  - ・ 二所職員の企画部署への関わりは内容又は量に応じて柔軟に対応できる兼務体制で良いのではないかと。
- B 案 ・ 企画振興部門への専門職員の配置は、具体的な地域課題の内容、ボリュームによってフレキシブルに参画できるよう、まずは兼務等のゆるやかな位置付けとして、状況を見ながら体制を見直していく方法もあるのではないかと。
- ・ 専門職員を専属で配置するとすれば、新たに土木職員の確保が必要。
  - ・ 予算、定数の要求の仕組みづくりが必要。(C 案も同様)



- C 案
- ・保健福祉や建設においては、専門の部長の上に更に局長の判断が必要となるが、専門性の高い保健福祉、建設分野の的確、迅速な意思決定に更なる判断が必要か。
  - ・特に災害時は迅速な対応が重要だが、局長判断を待つことにより対応が遅れるようなことは避けなければならない。

## (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

- ・現地機関 10 所で定期的に 3 所長会議を実施することで課題を共有し、横の連携を図る取組はできないか。
- ・地方事務所長の調整予算枠を充実して地域要望に応える対応はどうか。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

- ・集約できるものがあれば集約してもよい。

#### (2) 建設事務所について

- ・建設・砂防事務所が持つ専門性や危機管理能力が損なわれないようにしながら、地域及び行政機関との連携を図る必要がある。
- ・地域住民の自然災害等に対する安心感は、事務所が住民の身近にあるほど高く、より地域に密着した事務所であることが望ましい。
- ・所在地を別にした事務所の付置機関化は、書類の運搬による職員の負担増、報連相の欠如、意思決定など決裁の遅れが予想される。

### 2 課や係等について

- ・地方事務所建築課と建設事務所の統合については、業務上は関連性は少なく、強い必要性は感じられないが、県庁組織と合わせることもわかりやすい面もある。

## V その他

- ・地域の課題を抽出し、人員不足なのか、指揮命令が不明瞭なのか等を分析、原因追究し、その解決に必要な組織のあり方、民間、市町村との業務分担を整理していく必要がある。
- ・住民、市町村、広域連合、協会等からどのような連携の悪さや、どのような課題があると感じているか、どのような組織が望まれるか、細部にわたり意見を聞く必要がある。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名：安曇野建設事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- ・しあわせ信州創造プラン（松本地域編）及び松本地域ビジョンで掲げている防災・減災などの重点施策や、松本地域の地方創生のなかで特に連携して取り組む広域的施策に掲げている、地域資源を活かした広域観光の推進などに関する事項について、ワーキンググループや地域戦略会議等で取り組む。
- ・大規模災害発生時や、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等の発生時には、それぞれの松本地方部、現地対策本部の規定に沿って連携し、迅速、的確に対策を実施する。

### II 現在の所の組織上の課題について

- ・流域下水道の維持管理業務について、今年度から外郭団体の見直し方針に沿って県直営化となり、整備部門も含めた「犀川安曇野流域下水道事務所」が付置機関として処理場内に新設された。建設事務所としては、公園下水道課が廃止されたことに伴い、水防当番、除雪当番などは、流域下水道事務所の土木職員の応援をもらい、当番に組み込んでいる。
- ・流域下水道事務所とは、工事事務・出納業務などの決裁の文書のやり取りが多く煩雑である。事務処理、運搬等には特に注意を払う必要がある。
- ・技術の継承や技術力の向上を図るため、研修会などの取り組みを行っている。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

- ・保健福祉事務所、建設事務所は、専門性や危機管理の指揮系統の面等から、現状のとおり、3所各々が責任をもって業務判断できる体制が望ましいと考える。
- ・地域課題は、県下各地域毎に多様であり、社会情勢により変化していくため、テーマ毎に、事業の進捗管理を行い、ニーズに応じた対策を執ることが必要と考える。そのためには、テーマに応じた組織横断的なワーキンググループ等を設置することが必要となる。現在も、地方事務所が主体となりWGや幹事会を開催しているが、地方事務所長の横断的な組織設置の権限を明確にし、企画振興係を強化し、建設事務所等の担当者を兼務にすることにより、より企画・政策性の高い横断的組織になり、地域課題に取り組めると考える。

#### (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

- ・上記の横断的組織で必要な施策を考え、必要な予算を要求する。
- ・予算は、それぞれの課所から本庁に要望するため、兼務とすることで、所属する課所の全体の予算要望との整合、調整が図りやすい。
- ・地域課題解決のための、特別枠の予算を確保する必要がある。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

・建設事務所が密接に関わっている分野では、業務の集約については、特に意見はありません。

#### (2) 建設事務所について

・建設事務所は、住民の安全、安心を確保するという重要な任務を担っていることから、業務の遂行、市との連携や支援、住民の利便性への配慮という意味では、現行の体制が望ましいと考える。

<統合>

・当建設事務所は、社会資本整備、維持管理、災害対応など地域から大きな期待が寄せられており、日常的にきめ細かな対応を行っている。また、地域高規格道路や治水対策など大規模事業の計画調査を進めている。市との連携、支援などの組織体制が変わること、住民の利便性の低下、緊急時の迅速な対応など、統合にあたっては地域の理解を得ることが課題と考える。

・安曇野庁舎に県機関が不在となるため、庁舎及び入庁団体の扱いを整理する必要がある。

<付置>

・付置機関として、維持管理部門だけでは、課題があると考ええる。

・当所は、H21 に用地業務、計画調査業務、建設業許可業務を松本建設事務所に集約したが、事業執行等の観点から、H24 に建設業許可業務以外を従前に戻した経緯がある。

・社会資本整備や、維持管理、災害対応は、整備課、維持管理課、用地課が密接に連携して業務にあたっている。また、庁舎管理担当も必要となる。

・緊急時に対応するためには、一定規模の人員を配置した体制とし、所長が全権を担い指揮をすることが必要。

・工事事務、出納業務を統合することについては、頻繁な文書運搬ややりとりによる時間的ロスや遺失の危険などが課題と考える。

### 2 課や係等について

・建築関係は、本庁では建設部であるが、現地機関では地方事務所となっている。本来、本庁と現地機関は同じ組織系統が望ましいと考える。実務担当者の意見を聞くことも必要。

## V その他

・安曇野市長からは、存続、さらなる機能強化の要望を受けている。

・内水対策など専門分野での支援要望が市から寄せられ、取り組んでいるとともに、災害発生時には、市の災害状況の情報収集や技術的支援などを行う。

・安曇野庁舎には、公共公益機関が、10団体入庁している。また、会議室は、本庁各課などから多く利用されている。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 大町建設事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- 地域ビジョンづくり、地域戦略づくり及びそれらに係る市町村支援に対する連携
- 大規模災害時に地方部組織としての連携

### II 現在の所の組織上の課題について

- 正規職員の減員が、災害等への対応に支障がある。
- 整備課の巨大化による整備課長の負担増

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

- 県民からは行政に身近さ、安心感（専門性）、機動性、問題解決のスピーディさが求められている。
- また、公共土木施設には、生活の安心・安全や利便性の向上に資する整備、安全で効率的な維持管理を求められている。
- 現行の組織は、市町村や住民からもそれぞれの分野と範疇を理解されており、基本的には機能的かつ効果的な組織体制となっている。
- しかし、さらにスリム化・地域課題に対する連携強化を図るためには、A又はB案が権限や分担がわかりやすく、まずはA案への移行がスムーズであり、その状況を見てB案へと移行することが望ましいと考える。
  - C案は、意思決定に時間を要するなどサービス低下の恐れがある。

## (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

- 地域で即課題解決できるよう、決定権限と予算権限が必要
- 総括的な調整役部署の設置が必要

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

- 特になし。

#### (2) 建設事務所について

- 災害等への対応を考慮すると、現在の建設事務所の体制は地域に密着しており、災害対応や維持管理対応などの確な対応につながっている。
- 付置事務所化は、意思決定に時間がかかりサービス低下となる恐れがある。

### 2 課や係等について

- 地方事務所の建築課（建築部門）は、まちづくりの観点からも建設事務所へ移管してもよいと考える。（本庁も建設部内に建築部門が含まれている。）

## V その他

- 現状の組織の課題や問題点を明らかにする必要がある。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 千曲建設事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- 当所における個別具体案件（許認可、インフラの整備、維持管理など）については、適切に課題解決をしている。
- 千曲市など各市町村が進める総合戦略を支援する体制として、現在は長野地方事務所を中心とする長野地域活性化推進会議があり、より地域に則して総合的、効果的に支援する組織づくり
- 人口定着や観光などについて、各市町村の枠を超え広域的な連携に応える組織づくり

### II 現在の所の組織上の課題について

- 平成 21 年 4 月の組織改正での課題(用地取得部門、計画調査部門の長野建設事務所との兼務)を解消し計画・建設・維持管理が一体となって予算執行が行え、この千曲地域の声に耳を傾け、地元関係機関と連携し個別具体案件の課題に対して迅速かつ円滑に対応している。
- また、建設事務所関係を越えた部局横断的な課題について、長野地方事務所が中心となり現地機関において総合的で横断的に取り組んでおり、地方創生に向け一層しっかり対応する組織づくり

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

- A 案について、地方事務所の企画振興部門の強化、兼務職員による 3 所間の連携強化により、地域課題の解決に向けた組織となりうる。また、権限も明確で分かりやすい。
- B 案について、現在の地方事務所の権限が強化され、また、局に技術職員を配置し 3 所の連携についても強化されており地域課題解決への姿勢がより強く打ち出されている。また、建設事務所にも独立した権限が確保されており、分かりやすい。
- C 案について、総務部門の集約により、組織のスリム化が図られる。課題として迅速な判断が必要な災害時等、意志決定に時間がかかることが懸念され、また、専門性の高い業務に

ついて局長が的確な判断を速やかに下せるか疑問であり屋上屋の組織となるおそれがある。

## (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

○地域振興局（仮称）への技術職員の配置については、専任とする業務量があるか疑問である。また、技術職員が不足している中、地域振興局に配置するのであれば、人員の確保が必要である。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

#### (2) 建設事務所について

○現場に、より近い場所に事務所があることは、きめ細かな維持管理、災害時の初動体制、工事現場の運営、効果的な市町村支援、住民の利便性などの面から重要である。また、所において予算執行できるので、渋滞なく円滑な事業執行がおこなえる。

### 2 課や係等について

地方事務所建築担当課については、効率的な組織運営の観点で、本庁体系に合わせる方が効果的であると考ええる。

## V その他

○現在の組織の何が課題なのか、地域の課題とは何かを明確にする必要がある。  
○県民にとって、シンプルで分かりやすく、また、県民に対するサービスレベルが現状より低下しない組織とすべきである。



(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 須坂建設事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- ・しあわせ信州創造プランを着実に推進するために、地方事務所を中心に長野地域活性化推進会議で重点プロジェクトを定め推進中。
- ・長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略を着実に推進するために、市町村と連携し広域的に取り組む移住・交流の推進施策を推進。

#### 【地域振興・活性化】

- ・県内産業の競争力強化、観光の振興、小水力発電等自然エネルギー利用促進等

#### 【まちづくり・地域づくり】

- ・土地利用計画、コンパクトシティの推進、中心市街地活性化

#### 【危機管理、強靱化】

- ・危機管理（新型インフルエンザ対応を含む）、防災減災対策、火山噴火対策 等

### II 現在の所の組織上の課題について

- ・平成 21 年 4 月の組織見直しにおいて、建設事務所関係は特定業務（建設業許可、用地取得、計画調査）について、業務集約することとなった。須坂建設事務所は長野建設事務所に業務集約したが、業務に支障が生じ不合理な部分を改善するため、同年 8 月には計画調査、用地業務については担当職員を専任化し当事務所で勤務に当たらせることとなり、平成 24 年 4 月には兼務を解消した。改善により業務執行するうえでの組織上の問題は無くなった。建設業関係においては、特に支障は生じていない。
- ・職員の平均年齢は 50.3 歳であり、年齢構成は 50 歳代が約 7 割を占め、年齢構成に偏りがある。今後の技術の継承が懸念される。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

##### 【A案】

- ・現行組織の機能強化であり、県民にとってわかりやすい組織、名称である。
- ・簡素で効率的な組織形態であり、意思決定が早い。
- ・各現地機関での権限が明快である。
- ・地域課題への対応、横断的な連携強化については兼務者を配置することで対応するので人員の増にはならない。

##### (課題)

- ・C案と比較すると業務の効率化、組織のスリム化という点では劣る。

### 【B案】

- ・地域の課題、地域振興についての権能が明快であり、強化されている。
- ・各現地機関での権限が明快である。

(課題)

- ・企画振興部門の権限については、場合によっては屋上屋になる恐れがある。
- ・企画振興部門の専門職の配置については、人員の確保が必要である。

### 【C案】

- ・事務や権限を幅広く担う体制組織により、総合行政サービスの提供が可能。
- ・各現地機関の管理部門の統合によりスリム化が可能。

(課題)

- ・権限委譲を伴わなければ中2階的組織となる。
- ・責任の所在が不明確になり、屋上屋になる恐れ。
- ・組織が大きくなることにより、マネジメントの困難性。

## (2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）

地域の課題解決のための必要な機能について、総合的・横断的な視点を持って対応できる体制、現地機関における企画・調整機能を強化すべきとは考える。具体的には地方事務所の企画振興部門を強化させることが必要。

課題解決については、現地機関の連携により現地機関だけで完結するものでなく、本庁と現地の連携は当然として、本庁内の部局の連携が不可欠であると考え。

権限については集中することなく、調整において決定した事項について各機関が、現在の各権限の中で責任を持って対応し、調整することが最善と考える。

予算については、地域課題解決のため必要な事務事業の所要の予算について各機関が各部局に要求し、関係部局は連携を取り予算化すれば良い。

## IV 三所の組織体制に関連した検討事項

### 1 業務の集約や管轄区域について

#### (1) 業務の集約について

- ・建設事務所長に委任されている事項のうち、集約されているのは「建設業に関する事項」(H21.4.1～)であるが、問題は無い。
- ・住民に直接関わる事項については、集約により行政サービスが低下するため集約すべきでない。それ以外の補助金の交付、許認可等で頻度が低いものは本庁で処理する事も可。
- ・税外収入の調定などで定型的なものについては、事務処理において集約し専門性を高め、効率化した方が良いものは研究の余地があると思われる。本庁、現地を含めた業務の棚卸しが必要。

## (2) 建設事務所について

### (管轄区域について)

- ・現行 建設事務所が地方事務所の管轄区域と一致していなくても、広域をまたいでいるわけではなく、何ら不都合はない。
- ・地域と密着した業務を行っている。集約することによって、住民サービス、市町村支援は機能低下する恐れが大きい。
- ・須坂建設事務所を長野地方事務所管轄区域にした場合、大規模な組織となりマネジメントが困難となる。
- ・警察、消防と管轄区域が同一であることが良い。平常時から顔の見える関係であることが、危機管理の際に重要となってくる。

### (付置化について)

- ・総務、維持管理、整備（計調含む）、用地 一体的に業務を実施している。一部が欠けても業務には支障が生じる。
- ・選定委員会、文書決裁、打合せ、意思決定に時間を要し、事務処理に時間が掛かり非効率である。また、重要書類を常時運搬しなければならずリスクが大きい。実務的に様々な問題、課題がある。
- ・県民、市町村にとってわかりにくい。(本所、支所(付置機関)どちらに話をすれば良いのかなど)
- ・事務分掌、権限をはっきりさせないと屋上屋になる恐れがある。

## 2 課や係等について

- ・建築部門が地方事務所にあることの不都合はない。
- ・調整すべき点があれば「地域課題を解決するための3所の組織体制」の検討で解決することが出来る。
- ・県民、市町村にとっては継続性が重要。所管を安易に動かさないことが良いと思われる。

## V その他

- ・地元市町村からは、建設事務所の存続を強く要望されている。
- ・建設事務所の設置・管轄区域は住民との(心理的な)距離感が重要。
- ・組織運営には一定の規模が必要。小規模事務所では機能が果たせない。
- ・現地機関には権限と責任を持った組織とすることが必要。地域の課題を自らの問題と捉え、課題解決をするためには権限(権能)と責任を持たせなければならない。
- ・自然災害の発生などの緊急時において、住民の生活への影響を最小限にとどめるため、道路、橋梁等の復旧等について、迅速かつ的確に対応する必要がある。
- ・地域住民から道路、河川等に対する補修・改修要望が多く寄せられるようになってきている。その要望に迅速かつ的確に対応する必要がある。

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名：長野建設事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

県では、長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略（平成 27 年度から平成 31 年度の 5 か年間）を策定し、人口減少への歯止めと人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に向けた施策について取り組みを始めた。

長野地域活性化推進会議では、長野地域において市町村と県とが連携して取り組む「移住・交流の推進」について議論がされている。

子育て支援、観光振興、中山間地の暮らしを守る取り組み、若者の流出を抑えるための取り組みなどの広域連携が必要な課題は、同時に部局を越えた横断な取組が必要と考えられるが、三所が具体的にどのように連携して施策に取り組んでいくべきなのか、どのような効果があるのかさらに見定めていく必要がある。

### II 現在の所の組織上の課題について

当所は管轄する管内が広く、また、山間部も多いため、業務量が多い。

加えて、浅川改良事務所及び裾花ダム管理事務所が付置機関となっている。浅川改良事務所は隣接地にあるが、裾花ダムは合庁より約 8km、奥裾花ダムは合庁より約 30km 離れた遠隔地にある。予算執行や許認可の決裁に係る文書の運搬に時間と労力を要しているほか、本所との調整や打合せに時間を要しているなどの課題がある。

また、裾花ダム管理事務所は少人数で、雪解け、降雨による異常出水による洪水調節の際は、本所からの水防勤務の応援体制をとるとともに少人数での宿直体制をとらざるを得ない状況である。

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

##### A案について

地域が抱える課題で、地方事務所、保健福祉事務所及び建設事務所の3所が主体となって取り組むために、現行では行政連絡協議会設置要綱において「地域における県現地機関総合の協力体制を確立し、県行政の総合調整を図るため」設置することとされている。全地方事務所において行政連絡協議会が設置されておりこの現行の組織体制を活かし、必要に応じて開催頻度を多くし対応してはどうかと考える。

##### B案について

組織の名称は異なるが、A案との違いが必ずしも明確でない。地域課題についての予算については現行でもある程度配慮されていると思われる。定数の要求権がどの程度担保されるか課題がある。

企画振興部門に保健師、土木職などの専門職員を配置とあるが、連絡調整にとどまらず、十全な機能を発揮するためには、意思決定、業務執行に係る方法等について問題点、課題を洗い出し、しっかり議論、検証する必要がある。

##### C案について

地域振興局長の役割・権限を強化することになるが、現在独立している保健福祉事務所、建設事務所の専門的な分野まで取り組むことについては、効率性、必要な専門性等を確保する観点から極めて重要である。

局長が最終判断者となるが、専門性の高い案件等については、それぞれ保健福祉事務所長、建設事務所長の判断に委ねるとすれば、現状と変わりなく、また、局長が判断するとすれば、迅速的確な住民サービスを確保するため相応の工夫、努力が必要になると考える。

(当所では年間100件を越える要望、現地調査、同盟会総会等に係るが、地域振興局(長)で対応できるか疑問である。)

#### (2) その他(地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など)

地域の課題解決のための予算については、現行の体制でも地方事務所長からの施策提案や地方事務所長総合調整推進費などがあり加味されていると思われるが総合調整推進費は50万円と少額であり予算の増額が必要である。

### IV 三所の組織体制に関連した検討事項

#### 1 業務の集約や管轄区域について

##### (1) 業務の集約について

##### 観光について

従来から長野県の観光地利用者統計調査の中で6広域(東信州、諏訪、伊那路、木曾路、

日本アルプス、北信濃)に大きく区分し広域での観光を捉えている。東信州(佐久、上小)、伊那路(上伊那、下伊那)、日本アルプス(松本、北安曇)、北信濃(長野、北信)など現在の地方事務所を観光面に関しては6つに集約してはどうか。

## (2) 建設事務所について

地域の安全・安心を守るために建設事務所の果たす役割はたいへん大きなものがある。同様に地域の安全を守る警察署は、長野地域には長野中央、長野南、須坂、千曲警察署があり松本地域には松本、塩尻、安曇野警察署がある。警察署の統廃合についても検討がされてきているが、地域のニーズを反映し現在のかたちで地域に密着し地域の安全・安心を担っていると考える。建設事務所についても、統廃合については同様に慎重に考えるべきである。

なお、小規模事務所の付置機関化は、それぞれの機関の機能の低下をもたらし、災害時の初動等において住民サービスが低下する恐れがある。

## 2 課や係等について

地方事務所建築課を建設事務所へ移管について

建築課の業務で建築確認や開発許可等の許認可は地方事務所農政課や同環境課などとの関連が深く事務処理上、同一事務所管轄の現在の体制も十分理由があるものとする。

ただし、下水道事業と同様に、本庁と現地機関で所管部局が異なるので、情報の共有等は十分にすべきである。

## V その他

(別紙様式)

## 現地機関の組織体制の見直しに関する意見等

所名： 北信建設事務所

### I 三所の連携が必要な地域課題について

- 1 北陸新幹線飯山駅開業を活かした地域づくり
  - ・信越自然郷を核とする広域的観光の戦略施策と推進
  - ・信越自然郷を共通の市場とした保養・獲得型の山岳高原観光地の振興（2次交通を確保するための観光道路整備など）
  - ・サイクリングロード整備など、NAGANO モビリティを楽しめるような新たな視点での観光部と協働した公共事業の展開
- 2 自然災害時の危機管理対応
  - ・専門性（建設、農地、林務、環境）を考慮して、迅速で、効率的な災害対応と小規模町村への災害対応支援
  - ・災害多発地及び県境地域における初期対応の迅速化、指揮系統の明確化
- 3 就労人口減少に伴う産業振興及び雇用・就労の確保施策と推進
  - ・道の駅の充実化による安全で快適な道路交通環境の提供及び地域振興
  - ・夏場の建設業と農業及び冬場の民宿業、除雪オペレーター、スキーインストラクターなど、季節により2つの職業で生計を支えるライフスタイルを行政として多面的に支援して、建設産業、中山間地農業、観光業等の担い手を確保し、定住促進を図る。
  - ・上信越自動車道（豊田飯山 IC）、国道117号（替佐・静間 BP）開通に伴う地域振興及び地域医療機関の一次二次搬送

### II 現在の所の組織上の課題について

- 1 県行政の効率性の観点から
  - ・北信建設事務所、中野事務所及び飯山事務所の決裁等に係る書類運搬業務の非効率性
  - ・組織間連携の稀薄化（電話メール等での情報共有が主体となるため）
  - ・書類等の一体的な運用管理が困難（3所での分散管理）
  - ・所内会議を開催するには、中野・飯山事務所から本所への車移動が必要
  - ・ファシリティマネジメント推進の観点から、中野庁舎の使用効率の低さ。
- 2 住民益の観点から

- ・北信建設事務所、中野事務所及び飯山事務所と役割が3所に分かれているため、県民の利便性が低下（維持管理面に関する本所から他の2所への案内時）
- ・維持管理課が中野・飯山事務所に分かれていることから、少人数体制での業務執行となり、各種業務が重なった際の対外的な対応が困難
- ・3所体制による組織間連携の希薄化や住民に近いという立地面のメリットだけにとらわれず、「真に住民益に資するには」という観点からの検討が必要

### III 地域課題を解決するための三所の組織体制について

#### (1) A～C案について

##### 《A案について》

###### ○メリット

- ・当所等からの企画担当者を組織に位置付けることによる「横」の連携のさらなる強化
- ・企画振興系の体制を充実させることにより3所の横断的な連携を強化

###### ○デメリット

- ・企画担当者が兼務のため、「地域が抱える課題」に対して組織が課題解決の持続性を保てるか。《随時あるいは定例の調整会議の開催に併せ各段階（担当者、係長段階、課長段階）での共有及びフィードバックの実施が必要》
- ・職員に企画振興係を兼務させなくても、現状のままの運用で対応可能《地域政策課を中心に、定例・緊急の調整会議の実施が必要》

##### 《B案について》

###### ○メリット

- ・地域課題についての予算及び定数の要求権
- ・地域課題解決へ向けた強い姿勢

###### ○デメリット

- ・複層的な指示系統による情報伝達の遅延化及びフィードバック機能の弱体化《情報が「伝わる」仕組みが必要》
- ・企画振興部門への保健師、土木職などの専門員の配置の必要性《地域政策課を中心にした調整会議の実施などで対応可能》

##### 《C案について》

###### ○メリット

- ・組織としての一体感があり、部局横断的な業務執行には有効

###### ○デメリット

- ・地域振興局の役割権限が大きく、各機能（建設事務所部門・福祉保健部門等）の専門性及び強みの発揮が困難《地域振興局からのツリー方式ではなく、建設事務所長に最終権限を志向することにより責任ある執行が可能》

##### 《当所案について》



- 1) 中野事務所及び飯山事務所を本所（合庁）に統合、地方事務所との連携強化
  - ・整備、維持管理課間の技術連携が強化、用地部門とのシナジー効果もあり、意思決定の迅速化等により県民益に寄与
  - ・地方事務所との地域課題に対し、横の連携が強化され、農・林部門等との充実した対応が可能
  - ・中野事務所（庁舎）の廃止に伴う費用効果が大
- 2) 現在の3所体制を維持
  - ・企画振興係の強化と連絡調整会議等の定期的な開催により、部局横断的な取組は可能（地域課題の解決手段は、3所それぞれの通常業務の枠組みで行われるので、通常業務の合理性を優先）
- 3) 北信地域の現地機関としてJR飯山駅周辺へ3所の合同庁舎を新設
  - ・複数の高速交通手段で非常時の迅速な参集・連携が可能であり、管内の概ね中間の位置に新設
- 4) 中野事務所又は飯山事務所に本所を移転
  - ・住民に身近な行政サービスを住民に身近なところで処理することができる上、住民により分かりやすい体制

## **(2) その他（地域の課題解決のための必要な機能、権限、予算、人事など）**

- 1) 豪雪地域に相応しい予算のあり方
  - ・現在の県予算では、4～5月施行通知、5～6月入札手続き、7～8月契約・準備となり、実質的な工事期間は9月以降の3か月程度（建設産業の担い手確保のためにも平準化が大きな課題：1～2月入札手続き、3～4月契約・準備し5月着工できる予算措置）
- 2) 新たな独自予算の創設
  - ・既存の枠組みではできない支援策について、地域振興局が県庁企画振興部経由で独自に予算を獲得するような制度の創設が必要（以前にあった国土庁の調整費のような県予算を創設）

## **IV 三所の組織体制に関連した検討事項**

### **1 業務の集約や管轄区域について**

#### **(1) 業務の集約について**

- ・保健・福祉や税務など、より県民に身近な行政サービスを必要とされる業務は、10広域を超えた広域化にはなじまない。市町村支援業務は、広域化が可能
- ・危機管理部は、被災地で現地対策本部の陣頭指揮を執り、自ら情報収集・連絡調整及び報道対応するなど、現地機関が災害対応に専念できるような機能強化が必要
- ・3所管理部門の統合の検討が必要（給与事務、共済、庶務一般、工事事務）
- ・合庁以外の現地機関の定例テレビ会議等の開催による情報共有（全課長）

- ・窓口対応の職員の固定化、常駐化が必要（銀行店舗での案内イメージ及び住民来庁時での入口における基本説明や一定程度の応用説明への対応可）  
⇒嘱託職員の雇用活性化、職員負担の軽減

## （２）建設事務所について

- ・建設事務所は、住民に密着した行政サービスを行うことから、10広域を超えた広域化は困難
- ・北信建設事務所における人材有効活用及び住民益向上のため維持管理部門の統合は必要（事業連携の充実、効率的な行政事務が可能となる。結果、立地面のデメリット以上に住民益に繋がる。）

## 2 課や係等について

- ・地方事務所の建築課を建設事務所へ移管することについて、業務上の関連がほとんどなく、県民が不便を感じていることもないので現状維持が適当
- ・総務課を廃止し、3所統合後に総務・職員課（仮称）へ

## V その他

地域課題解決型の行政を進めるには、組織再編をすることで形を作ることも大切ですが、今後ますます部局横断的な柔軟な発想や新たな手法が必要になると思います。そのために、より重要なのは人材育成であり、それを実現するには、他部局間、異業種間の人事交流をもっと積極的に進めるべきです。